

名古屋国際センター 指定管理業務仕様書

本仕様書は、指定管理者が行わなければならない業務の最低基準を定める。

申請団体が、名古屋国際センターの設置目的に合致し住民にとってサービス向上につながる、本仕様書に定める基準以上の提案をすることは差し支えない。独自の提案については、各事業様式のその他欄または別様式に記載すること。

なお、現指定管理者による事業実績は別添 1 参照。

令和 4 年 6 月
名古屋市観光文化交流局

I 法令等の遵守

名古屋国際センターの管理運営業務については、以下に掲げる法令等を遵守するものとする。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- 3 名古屋国際センター条例（昭和59年名古屋市条例第38号）（以下「条例」という。）
- 4 名古屋国際センター条例施行細則（昭和59年8月1日規則第92号）（以下「規則」という。）
- 5 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）
- 6 名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）
- 7 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）
- 8 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4年名古屋市条例第46号）
- 9 名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号。以下「会計規則」という。）
- 10 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 11 消防法（昭和23年法律第186号）
- 12 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 13 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 14 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 15 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- 16 障害を理由とする差別の解消に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定）
- 17 その他関係法令

II 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、これまでの本市の国際化のあゆみをふまえ、都市間交流などを中心とした「外への国際化」と多文化共生をすすめる「内なる国際化」を両軸として、地域の国際化推進のために、以下の業務を行う。

各事業について、幅広い利用を促進するための広報活動を行うこと。また、名古屋国際センターを拠点として、市内の各地域で国際交流・多文化共生の推進を図ること。

多文化共生推進に係る事業については、最新の「名古屋市多文化共生推進プラン」を参照し、その趣旨を十分にふまえた内容とすること。

1 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

(1) 地域における情報の多言語化

ア 多言語による情報の提供事業（様式5-1）

(ア) 情報サービスコーナー運営業務 ※提供言語、提供日時等を提案してください。ただし、法務省が定める一元的相談窓口の条件に合わせ、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上とする。なお、翻訳機等での対応も含めて可とする。

【提供内容】

- a 情報カウンター（情報サービスコーナー内）において、外国人対象の生活情報や行政情報等の提供や日本人対象の留学や国際交流等に関する情報提供を行う。
- b 来館者以外からの電話等による質問に対しての情報提供を行う。

なお、本市からの提供物として一元的相談窓口の条件に合致するタブレット（1台。遠隔オンライン通訳及び機械翻訳対応）を支給する可能性がある。支給する場合、本タブレットにつ

いては指定管理事業とは別事業として本市が業者選定し契約の上、支給する。

- c トリオホンなどを用い、外国人からの行政の内容や手続きに関する相談時における通訳サービスを行う。※3者通話の手法など、提案してください。

- (イ) 名古屋国際センターウェブサイト・ソーシャルメディア等の多様な媒体を活用した情報提供
※情報提供手段、提供言語、配信頻度及び効果測定方法について提案してください。

【提供内容】

名古屋国際センターウェブサイト・ソーシャルメディア等の多様な媒体を活用し、ニーズに応じて適時に情報提供を行う。

- (ウ) 行政文書翻訳

市が市民に通知する行政文書について、市の依頼により翻訳（ネイティブチェックを実施）を行う。また、市が依頼しない場合でも、情報カウンターにおける情報提供の実績を踏まえ、外国人向けに情報提供が必要な行政情報について翻訳する。

【提供言語】8言語以上（中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハングル、ネパール語、スペイン語）

※翻訳量の目安…各言語 100 件程度/年

なお、本市からの提供物として機械による文書翻訳システムを支給する可能性がある。支給する場合、システムについては指定管理事業とは別事業として本市が業者選定し契約の上、支給する。

- イ 外国人のための各種相談事業（様式5-2）

※相談事業内容・ニーズに併せて言語数、体制（相談員の経験・資格等を含む）、開催回数を提案すること。ただし、法務省が定める一元的相談窓口の条件に合わせ、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上とする。なお、翻訳機等での対応も含めて可とする。

以下の各種相談業務を無料で実施すること。対象は原則として市内在住、在勤、在学の者とする。

- (ア) 海外児童生徒教育相談

【提供内容】

日本人の出国時の在留地への編入学、学習・生活指導及び在留地の生活相談、日本人の帰国時の編入学、進学、帰国後の適応教育及び外国語能力の保持・伸長などについての相談。外国人の児童生徒に関する教育相談。また、外国人の児童生徒に関する教育相談をより実態に合わせて実施するため、情報共有・課題の解決等を目的とした会議等へ参加し、市と連携し、外国人の不就学児童の国籍、人数、居住地、課題を含む実態を把握する。

- (イ) 外国人行政相談

【提供内容】

行政全般に関する問題について、専門の相談員が相談や情報提供に応じる。

- (ウ) 行政書士による行政相談

【提供内容】

在留資格、国籍、起業などの各種手続き等について、行政書士が相談を実施。

- (エ) 外国人法律相談

【提供内容】

日本語で対応できない外国人市民がかかえる法律問題の解決のため、専門家（弁護士）によ

る法律相談を実施。

(㍑) 税理士による税務相談

【提供内容】

確定申告書の書き方のほか税金に関する相談について、専門家（税理士）による税務相談を実施。

【開催時期】

2月から 3月（確定申告時期）

(㍒) 外国人こころの相談

【提供内容】

外国人の暮らしの中で生じる不安や悩みなどについて、通訳を介さず母国語での相談を実施。

(㍓) 難民相談

【提供内容】

専門機関との共催により、難民および難民申請者等のための生活相談、保護措置等に関する相談に応じる。

(㍔) 外国人生活相談出張サービス

【提供内容】

外国人が日常生活において困ったときに、居住する地域などのより身近な場所で相談を受けられるよう、相談員、職員、通訳者を派遣する。

(㍕) 相談事業における関係機関との連携

各関係機関の相談窓口担当者との情報交換・意見交換を行うこと。

(㍖) その他

上記の内容を網羅する、より効果的な実施方法があれば提案してください。

ウ 国際交流等に関する広報事業（様式5-3）

(ア) 多言語によるウェブサイトでの情報発信

IT等の進化を踏まえ、利用者が来館しなくても情報を取得できるよう本市の多言語情報のポータルサイトとなるウェブサイトを開設し管理運営する。

※ウェブサイトの内容、ウェブサイトの編集方針及び更新頻度について提案してください。

【アクセシビリティ】

ウェブサイトの構築及び保守にあたり、最新のJIS規格に基づきウェブアクセシビリティに配慮すること。

【提供言語】

9言語以上（日本語、中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハングル、ネパール語、スペイン語）とやさしい日本語

【提供内容】

- ・ 指定管理者の名称、所在地、連絡先
- ・ 施設の概要
- ・ 設備の概要
- ・ 施設の空き状況

- ・事業案内
- ・外国人のニーズに合わせ、適時に生活情報を提供すること
- ・名古屋市における国際交流・多文化共生に関する情報を提供すること
- ・相談事業等指定管理事業において収集・分析したデータを活用し必要な情報を提供すること
- ・市と協議の上、1 (1) ウ(イ)、(ウ)、(エ)に掲載される内容をわかりやすく提供すること
- ・生活情報やイベント情報などを動画でわかりやすく配信すること
- ・市から提供のあった災害情報を多言語で提供すること
- ・公開ウェブサーバは負荷分散をするなど、災害時にも十分に対応できる構成とすること
- ・スマートフォンに対応したページを作成すること
- ・SNSと連携すること
- ・生活情報やイベント情報をデータベース化し、キーワードによる検索を可能にすること
- ・適切な頻度で更新を行うこと
- ・アクセス統計を取り解析を行い、ウェブサイトを最適化し、利用者の増加につなげること

(イ) 地域の国際化推進のための情報誌等の発行 ※実施内容を提案してください。

地域の国際化推進のため必要な情報を情報誌等により、年 2回以上発行する。ただし、電子でも可とする。

また、将来の国際化社会・多文化共生社会を担う人材を育成するため、若年者向けの情報誌等を日本語で発行する。ただし、電子でも可とする。

(ウ) 外国人向け生活イベント情報の発信等 ※実施内容を提案してください。

外国人に対して、名古屋国際センターの施設や活動等を紹介し活発な利用につなげるとともに、生活に役立つ情報を中心として、名古屋市及び近郊でのイベント情報などを加えた内容の情報を多言語で発信する。

(エ) 名古屋生活ガイドの発行

生活にかかる基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を掲載した冊子「名古屋生活ガイド」の内容の更新及び発行(印刷は区役所および本市見本分のみ)を行う。

生活ガイドについては次のURLを参照すること。

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000029846.html>

- ・「名古屋生活ガイド（各言語）」の内容更新およびデータ版作成

【対象言語】8言語以上（中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハンガール、ネパール語、スペイン語）とルビ付き日本語

- ・「名古屋生活ガイド（各言語）」の発行（区役所窓口および本市見本分として）

【対象言語】8言語以上（中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハンガール、ネパール語、スペイン語）とルビ付き日本語

【印刷部数】隔年（2年に1度※次回印刷は、令和6年度）作成：1,000枚

・「名古屋生活ガイド」データに、外国人が自身の母国語でアクセスできるよう、QRコード入りのチラシを各言語で作成・印刷

【対象言語】8言語以上（中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハンガール、ネパール語、スペイン語）とルビ付き日本語

【印刷枚数】隔年（2年に1度※次回印刷は、令和6年度）作成：10,000枚

・「名古屋生活ガイド」のより詳細な情報を掲載した詳細版を作成・更新（データ版のみ）

【対象言語】日本語・英語

※生活ガイド及びその詳細版については、隔年（※次回更新はR6）で、本市が記載内容の更新箇所を確認（本市関係局分のみ）の上、指定管理者へ連絡をする。

(オ) ウェルカムキットの作成・配布

市の指示により、市の発行物を、指定管理者が作成する封筒に同封し「名古屋転入ウェルカムキット」として区役所・支所など市内関係各所へ配布する。

【対象言語】8言語以上（中国語、英語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、ハンガール、ネパール語、スペイン語）とルビ付き日本語

【封筒作成部数】隔年（2年に1度※次回印刷は、令和6年度）作成：10,000部

※上記には「生活ガイド」QRコード入りチラシを同封すること。

※(エ)及び(オ)の印刷枚数および封筒作成部数は、令和4年度実績のため、増減する可能性あり。

(カ) 市広報物の作成協力

市が市民向けに作成する広報物について、資料提出や内容確認に協力すること。

(2) その他地域の国際化推進のための情報提供及び相談（様式5-4）

ライブラリー運営業務

【目 的】

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに図書等を通じて地域の国際化を推進する。また、地域の国際化を目的とした団体・個人の活動及び交流の場とする。

【提供内容】

ア 図書・資料の収集・提供、配架

日本語教材、海外紹介書籍、日本紹介書籍、辞書・事典等の書籍、姉妹友好都市の資料、国・愛知県・名古屋市の国際化及び多文化共生に関する資料、外国語新聞・雑誌、国際化推進用映像資料を収集し、来館者の閲覧・貸出しに供用する。

※書籍等の市からの貸与数

書籍等のうち次の数は市から貸与しますので、貸与分以外の書籍等の閲覧・貸出予定数及びその調達方法について提案してください。

日本語書籍	約3,900冊
外国語書籍	約1,200冊
DVDソフト	約270本

イ カウンター業務

貸出し、返却対応、レファレンス（問合せ）対応、返却状況の確認、未返却者への督促、館内点検等

ウ 地域の国際化を目的とした団体・個人の活動・交流を目的としたスペースの設置・管理・運営

地域の国際化を推進する団体・個人が無料で自由に打合せ、情報交換、資料閲覧及び活動紹介展示などに利用できるよう、スペースを新たに設置・管理・運営すること。当スペースの利用時間は、ライブラリーの開館時間と同様とし、打合せに必要な机、椅子等を設置すること。（情報サービスコーナー内にも同様のスペースを設置し、一体的に管理すること。）

※設置場所、規模、活用方法、管理方法について提案してください。机、椅子等の設置費用についても収支計画に含めてください。

※その他、日本人、外国人それぞれに向けたライブラリーの具体的な利用促進策について、提案してください。

2 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施

(1) 地域社会に対する意識啓発（様式5-5）

ア 多文化共生推進月間に併せた事業

【提供内容】 多文化共生推進月間（8月）に併せ、市民向けの啓発イベントや啓発ポスターの掲出等を実施。

イ 地域の国際化セミナー

【提供内容】 地域の国際化を目的に、市民、行政・教育機関、NPO等を対象に、そのための具体的方策を探るセミナーを開催。

ウ 異文化情報発信への取り組み

【提供内容】 地域の国際化の重要な担い手である在住外国人を講師として登録し、学校や地域において日本語による母国の紹介等を実施。

エ ヘイトスピーチ解消への取り組み

【提供内容】 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向け、関係諸機関と連携を図りながら、イベントや広報誌などで啓発を実施。

オ 国際理解を促す事業

【目 的】 日本人市民へ国際理解を促すとともに外国人との交流を促進する。

【提供内容】 多様な外国文化を紹介し国際理解を促すような事業や外国人と日本人市民の間で交流を深める事業を実施。

※ア、エ、オについては、実施内容、実施頻度を提案してください。

(2) その他地域の国際化推進のための講座及び研修（様式5-5）

ア やさしい日本語普及啓発事業 ※実施内容、実施頻度を提案してください。

【提供内容】 在住外国人の母語の多様化を背景に、災害時のコミュニケーション手段の確保や日常的なコミュニケーションの促進などを図るため、市民を対象として「やさしい日本語での情報提供」を実施するとともに、概念や理解を深める講座を実施すること。

イ 名古屋市姉妹友好都市等との周年に併せた事業

姉妹友好都市やパートナー都市を念頭に、海外諸都市との事業を実施し、名古屋市民の国際認識や理解を養成し、名古屋のイメージを国際レベルで高揚させるとともに、国際社会における地域アイデンティティの確立を図る事業を実施すること。

3 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

(1) 多様性を活かした都市の活性化（様式5-6）

グローバル人材の育成・支援 ※実施内容、実施頻度を提案してください。

【提供内容】

在住外国人も含めた若年層を対象に、セミナー等を通じて世界に広く視野を広げ多様性を尊重する「グローバル人材」を育成するとともに、その活動を支援する。

(2) その他地域の国際化推進に取り組む団体の活動の促進（様式5-6）

関係機関や民間交流団体との協働により、広く市民を対象に国際理解を促進する事業を実施する。

※協働する団体名、内容について提案してください。

(3) その他地域の国際化推進に取り組む個人の活動の促進（様式5-6）

ボランティア制度の管理・運営

ア～エのボランティアを募集・管理・運営するとともに、研修会等を通じてその育成を図ること。

※ボランティアの募集方法、管理・運営方法、言語の種類、目標登録者数、研修の内容を提案してください。

ア 語学ボランティア

日本語でのサポートを必要とする生活場面や国際交流イベント等で通訳・翻訳を行う。

イ 日本語学習支援ボランティア

日本語を母語としない外国人を対象とし、基礎的な日本語を指導する。

ウ 若者対象のボランティア

【目 的】

若年層がボランティアを通じて国際交流活動等に参加し、異文化理解を深め国際感覚を養う。

【内 容】

イベント等に参加し、外国人への案内等を行う。

エ ピアサポートボランティア

【目 的】

外国人や外国にルーツを持つ者が同国人等へ日常生活に関するアドバイスを行うことで、ピアサポートを実現し、ボランティアを通じた地域参画を促す。

【内 容】

外国人や外国にルーツを持つ者が日常生活に関するアドバイス等生活支援を行う。

4 その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(1) 日本語及び日本社会に関する学習支援（様式5-7）

ア 日本語教室の運営

【提供内容】 基本的な日本語の習得と生活情報の提供を目的とした外国人市民向け日本語教室を、ボランティアの運営協力のもと実施。

イ 子ども日本語教室

【提供内容】 学校や生活に必要な日本語学習の機会を提供するため、日本語教室をボランティアの運営協力のもと実施。夏休み期間には、「夏休み子ども日本語教室」を実施。

ウ 市内日本語教室との協働

【提供内容】 市内で活動するボランティアによる日本語教室の活動を振興するため、年 1回市内日本語教室の一覧を作成しウェブサイト等により広報を実施する。また、日本語教室を通じた外国人への情報提供を実施する。

エ 日本語ボランティア活動の促進

【提供内容】 日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供するとともに、日本語教室空白区において日本語教室を設置しようとする団体や個人へ情報提供や助言を行うなどの支援を実施する。

オ 高校生向け日本語教室

【提供内容】 市内の高校に在学する外国につながる生徒の日本語指導の実施

※ア、イ、オについては、体制（講師の経験・資格等を含む）、実施内容・回数等を提案してください。ウについては、作成内容や広報媒体などの実施内容について提案してください。エについては、実施内容等を提案してください。

※上記以外に、本市が文化庁補助等により「地域日本語教室」を運営する場合においても、協力をすること。（費用・役割については都度協議する。）

(2) 教育（様式5-7）

ア 外国人児童・生徒サポーター養成研修

※体制（講師の経験・資格等を含む）、実施内容・回数等を提案してください。

【提供内容】 主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供する。

イ 外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス

【提供内容】 中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、学校等の関係団体の協力のもとに実施する。

ウ 留学ガイダンス

【提供内容】

海外留学を検討中、あるいは関心を持つ市民を対象に、留学の心構えや基礎知識、留学先の教育制度、奨学金等の情報提供を行う。

(3) 保健・医療・福祉（様式5-8）

ア 外国人向け健康相談事業 ※実施内容・回数等を提案してください。

【提供内容】 外国人市民が安心して暮らせるように、心身の健康について相談できる相談会などを実施します。

イ 外国人高齢者・障害者等への対応

※内容等を提案してください。

【目的】 外国人の高齢者・障害者・生活困窮者が、文化や言語の違いにより直面する課題について、各相談機関等と連携をして実態把握や解決を図る。

【提供内容】 情報共有、課題の解決等を目的とした会議への参加や高齢者等の支援機関との情報交換を通じて外国人の高齢者・障害者・生活困窮者の国籍、人数、居住地、課題を含む状況を把握し、関係機関を支援する。

ウ 外国人ピアサポート事業

【提供内容】 外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場を提供する。

(4) 外国人市民の地域への参画促進（様式5-8）

ア 地域の国際化のための相談窓口の設置

【提供内容】

外国人市民の地域への参画促進のため、個人・団体が名古屋市内の地域において多文化共生を進めるにあたって抱えている問題や課題などに対し、トラブル解決や共生のために、専門的な見地から助言を行うなどのサポートをする窓口を設置する。

イ 多文化共生まちづくり事業 ※実施内容・回数など、目的達成のための手法について提案してください。

【提供内容】

地域の国際化のための相談窓口等で把握した地域における問題や課題などの解決に向けて、外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会としての事業等を地域の関係機関・団体や区役所等と連携して実施する。

(5) 安心・安全の地域づくり（様式5-9）

ア 外国人防災啓発事業

※実施内容・回数等を提案してください。また、実施場所については、名古屋国際センターを拠点として、名古屋市内各地域での事業展開を想定して提案してください。

【提供内容】 外国人市民に対し防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を開催。

また、市が毎年実施する防災訓練への災害語学ボランティアと外国人市民の参加を促進する。

イ 災害語学ボランティア制度の管理運営

※ボランティアの募集方法、管理・運営方法、言語の種類、目標登録者数、研修の内容を提案してください。

【提供内容】 災害時において避難所等で通訳・翻訳活動を実施する災害語学ボランティアの募集・管理・運営を実施する。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進すること。半年に1度ボランティア名簿を作成し、区に送付すること。また、ボランティア用及びボランティアの参集場所用にそれぞれマニュアルを作成すること。

※その他、災害時の外国人支援を効果的に行うことができるように地域や災害ボランティア団体・外国人支援団体など各種団体とのネットワークづくりについて提案してください。

(6) その他（様式5-9）

ア 地域の国際化推進に係る調査・分析・提言

【提供内容】

指定管理事業を通して収集・分析した情報を基に地域の国際化推進に係る本市の課題につき調査をし、解決策について市への提言を実施。毎年度テーマを決め、報告書としてまとめ市へ提出すること。

イ 名古屋国際センター認知度向上策の実施 ※実施内容、効果測定方法について提案してください。

【目 的】

名古屋市在住の日本人及び外国人に対し、センターの提供サービスについての認知度向上を図る。また、センターが国際交流や国際理解の機会を提供する施設であることの認知度向上を図る。

【提供内容】

ウェブサイトや情報誌など様々な広報媒体を通じてのPRや他団体等との連携等を行い、センターの施設、サービス内容を広く周知し、認知度を向上させる。

(1) 施設の供用等（様式5-10）

- ア ホール、第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、第6会議室、和室、第1展示室、第2展示室、第3展示室、第1研修室、第2研修室、第3研修室の使用申込の受付、使用許可、開施設及び使用後の確認、清掃等
- イ 情報サービスコーナー、資料室、ビデオライブラリー、読書室、事務室の管理運営等
- ウ 全施設内で利用可能な無料公衆無線LANを整備すること。
- エ 不慮の事故等が発生することのないよう対策を講じること。
- オ 不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置をとること。

(2) 附属設備の管理（様式5-10）

施設の管理運営に必要な備品及び消耗品の管理を適切に行うこと。

市は管理運営上必要な備品等を指定管理者に貸し付ける。これに伴い、指定管理者は以下の業務を行うこと。なお、備品等の定義は、会計規則第132条各号に基づくものとする。

- ア 指定管理者は、備品の貸与を受けた後すみやかに市に預り証を提出すること。また、貸与を受けた備品等の保守・管理・点検を適切に行い、性能の維持を図るとともに、管理簿を作成し、記録・保管すること。
- イ 会計規則及び関連する規定に従い、備品等の出納にかかる事務を行うこと。
- ウ 備品等を利用者に貸し出すこと。また、返却後、状態の確認を行うこと。
- エ 備品等に破損、不具合が生じたとき又は亡失したときは、すみやかに市へ報告し、指示に従うこと。
- オ 新たな備品等の購入は、事前に市へ協議のうえ、市の定める指定管理料の範囲内で購入または修繕して、年度末に精算するものとし、残額が生じたときは、市に返還すること。
- カ 市が備品等を購入する場合、指定管理者は備品等の納入が支障なく行われるよう協力すること。
- キ 備品等を廃棄する場合、当該廃棄にかかる諸経費は、原則指定管理者の負担とする。
- ク 消耗品は、不具合又は不足等の必要に応じて購入し、管理すること。なお、この費用は指定管理者の負担とする。
- ケ 指定管理者が自ら保有する物品を持ち込み、市民の用に供する場合は、必ず事前に市と協議し、承認を得ること。なお、当該物品を原因とする事故等については、協議の有無にかかわらず市は一切の責任を持たない。

(3) 利用料金の徴収等（様式5-10）

施設及び附属設備の使用にかかる利用料金の徴収等を適切に行うこと。

施設および附属設備の利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金を徴収した場合は、利用者に領収書を交付し、控を保管すること。

ア 利用料金の承認

- (ア) 指定管理者は、条例及び規則に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額までの範囲内で利用料金の額を定めることができる。
- (イ) 指定期間開始前に、指定期間中の利用料金の額、納付期限等にかかる市の承認を得ること。

イ 利用料金等の徴収

(ア) 市の承認を得て定めた利用料金の徴収を行うこと。

利用者の利便性向上のため、利用料金の収受に関し、クレジットカードや電子マネー、コード決済によるキャッシュレス決済の導入について取り組みを提案すること。この場合の費用については指定管理の負担とする。

(イ) 条例、規則及び市の承認に基づき、利用料金の還付を行うこと。

ウ 前受金の引継ぎ

(ア) 令和 5年 4月 1日以降の使用にかかるもので、令和 5年 3月31日までに利用料として入金されたものについては、現指定管理者から証拠書類を添えて支払われる。

(イ) 指定期間終了時には、次期指定管理者に前受金の引継ぎを行うこと。

(ウ) 当該年度収入と前受金とを区別して管理すること。

(エ) 利用者が利用料金納入にあたって混乱しないよう、現指定管理者と必要な事項について調整すること。

(4) 施設の維持管理及び修繕（様式5-10）

ア 施設の保守管理（ビル共益費の対象以外）

利用者が施設を安全かつ快適に利用できるよう、原則「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）及び本市が定める「市設建築物の定期点検指針」に基づくとともに、建築物及び建築設備等を保守管理し、常時適切な状態に保つこと。

保守管理の実施にあたっては、関係法令等の定めに基づく有資格者または保守に必要な資格・知識ならびに豊富な経験を有する要員に行わせること。また、実施結果の記録を書面にして必ず残すこと。

本市との協定により行う施設維持については、別添 2「保守業務仕様書」参照。

(ア) 建築物保全業務

a 日常点検・保守業務

建築物が正常な状況にあるか、現場を巡回して目視等により観察し、異常を発見した時はすみやかに正常化のための措置を取ること。

b 定期保守点検業務

建築物が正常な状態にあるかどうか目視等により確認を行うほか、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定の上点検表に記録するとともに建築物の各部位を常に正常な状態に保つこと。

また、法令等により必要な点検業務や定期報告のための点検を実施すること。

(イ) 建築設備保全業務

a 運転・監視及び日常点検・保守業務

気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適切に運転・監視すること。

各設備の稼働中、点検、操作及び使用の障害となるものの有無を点検し、機能の良否を判断の上必要に応じ調整、清掃及び消耗品の取替を行うこと。

(ウ) 定期点検業務

ホール各設備が常に正常な機能を維持するよう、定期的に点検を行うこと。点検方法は「市設建築物の定期点検指針」及びメーカーの保守点検基準によること。また、各設備にかかる関係法令の定めにより、必要となる法定点検を実施すること。点検後は、速やかに点検結果を市に報告すること。

イ 施設内外・設備について、適切な維持管理をするために必要な修繕を行うこと。

修繕費は、市の定める金額の範囲内で指定管理者が執行し、毎年度末に精算するものとする（残額が生じたときは、市に返還すること。）。

なお、原形を変ずる修繕又は模様替については、市が指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行するものとする。

ウ 異常時の対応

建築物、建築設備等に異常が見られた場合等においては、直ちに施設の使用に支障が無いよう、適切な対応を行うこと。なお、修繕を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

(ア) 市が修繕を行う場合、円滑に進むよう協力すること。また、修繕にあたって臨時休館等が必要な場合、市との協議に応じること。

(イ) 市の求めに応じ、資料等を作成し、提出すること。

エ ビル共用部の維持管理等について

名古屋国際センタービルの管理会社に対して支払うビル共益費（月払い・月額6,532,482円、年額78,389,784円（税込））により、維持管理及び修繕を行う。

6 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

(1) 事業計画書

次年度の事業計画書を1月末までに市に提出し、承認を受けること。

(2) 事業報告書

ア 事業年度終了後1月以内に、事業報告書を市に提出すること。

イ 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(ア) 管理運営業務の実施状況

(イ) センターの使用状況

(ウ) センターの管理運営経費等の収支状況

(エ) その他指定管理者による管理運営状況を把握するため市長が必要と認める事項

(3) 月報

月報（センター使用状況、事業実施報告等）を作成し、市に提出すること。

(4) 市設建築物の定期点検結果

建築基準法第12条に基づく市設建築物の定期点検結果を、点検終了後すみやかに市へ提出すること。

(5) 書式

報告内容、書式については、協定において定める。

(6) 議会資料及び臨時の報告書等

定期的な報告書の提出のほか、市は、名古屋市会に提出するために必要な資料の作成や、臨時の報告書等の提出を必要に応じて求めることができる。

(7) 提出資料の取扱い

提出資料は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公開する。そのため、資料に掲載された数値や記述に誤りが無いか、十分に確認した上で提出すること。

7 利用率の向上及び事業評価の実施等

(1) 利用者サービスの向上等（様式6）

利用者サービスの向上、利用率の向上及び苦情解決のための方策を実施すること。

(2) 管理運営状況の自己評価・点検等（様式7）

管理運営状況の自己評価・点検及び年間を通した継続的な利用者の満足度調査等、利用者調査の実施をすること。

利用者満足度調査については、以下の業務を行うこと。

ア 年間を通した継続的な満足度調査を実施すること。

イ 利用者・来館者がウェブサイトから要望等を送付できるようにすること。

ウ ア及びイの実施結果をサービス等の改善に反映させるとともに、利用者・来館者に対し、個人情報に配慮の上、適切な方法によりその改善内容を知らせること。

エ 調査の結果及び改善事項は市に書面で報告すること。なお、市が必要と認める場合、満足度調査結果等の全部又は一部を公表することがある。

(3) 市が行う事業評価への協力

市が事業評価を実施する場合、必要な協力をする。また、評価の結果、指定管理者の業務が水準を満たしていないと判断した場合、市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう改善勧告、是正勧告等を行うものとする。それにもかかわらず、改善がみられないと市が認めた場合、市は指定を取り消すことがある。

8 引継ぎ業務

(1) 指定期間前の引継ぎ業務

ア 指定管理者として指定されてから業務開始までの間に、現指定管理者から円滑且つ支障なく業務を遂行するために必要な業務の引継ぎを受けること。

イ 原則として施設の現状を引継ぐこと。

ウ 印刷物や写真、ウェブサイト等の著作物の引継ぎを希望する場合、現指定管理者等から著作権の使用許諾または譲渡を受ける必要がある場合は、現指定管理者等と交渉することを可とする。この交渉に市は干渉しない。

エ 現指定管理者から人員や委託業者の引継ぎを希望する場合、現指定管理者と交渉することを可とする。なお、この交渉に市は干渉しない。

オ 現指定管理者が管理運営の必要上設けた内規を引継ぎ、継続するか否かは指定管理者の判断とする。

カ 引継ぎ時には、市の指示する事項について現指定管理者と引継書を取り交わすこと。引継ぎ完了後、すみやかに引継ぎの結果を市に報告すること。

(2) 指定期間終了にあたっての引継ぎ業務

ア 次期指定管理者の公募・選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行うこと。

イ 指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑且つ支障なく業務を遂行できるよう、

- 引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに要する経費は、次期指定管理者の人員等の派遣経費を除き、原則として指定管理者の負担とする。
- ウ 事業の実施及び施設の管理運営に必要な書類及びデータ等を、市の指示に従い次期指定管理者に引き渡すこと。
- エ 次期指定管理者に、引継ぎのため必要な作業場所を提供すること。
- オ 調達した消耗品の引継ぎに関して、次期指定管理者と協議すること。
- カ 次期指定管理者から印刷物や写真、ウェブサイト等の著作物の引継ぎを希望する旨の申出があった場合、著作権の使用許諾または譲渡の要不要を含め、交渉に応じること。なお、この交渉に市は干渉しない。
- キ 次期指定管理者から人員や委託業者の引継ぎを希望する旨の申出があった場合、交渉に応じること。なお、この交渉に市は干渉しない。
- ク 次期指定管理者に、管理運営の必要上設けた内規を確実に引継ぐこと。
- ケ 引継ぎ時には、市の指示する事項について次期指定管理者と引継書を取り交わすこと。
- コ 施設予約時に前払いを受けた令和10年4月1日以降の使用にかかる利用料金を次期指定管理者に引き渡すこと。

9 緊急時対応

(1) 災害への対応（様式8）

ア 予防段階

- (ア) 防災救援計画（大規模地震発生時等に外国人市民への支援が円滑に行えるようにするための行動計画）、市職員同様の参集体制を明記した非常配備マニュアル及び退避施設開設・運営に係るマニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、施設職員への周知徹底、必要な研修、防災訓練等を実施すること。
- (イ) 市の指示及び防災救援計画に基づき、外国人市民向け広報・啓発等を実施するなど、災害発生時に備え必要な取り組みを行うこと。
- (ウ) 災害発生時に迅速に情報提供ができるよう予め避難等に関する情報の定型文を用意すること。
- (エ) 非常配備体制や外国人震災救援センター（9（1）ウを参照）の設置に関して、講義、図上訓練及び実地訓練を定期的実施すること。また、市の実施する図上訓練等の防災訓練に合わせて、防災訓練を実施すること。
- (オ) ビル管理者の求めに応じ、ビル管理者が実施する防災訓練に参加するとともに、「名古屋国際センター共同防火管理協議会」に出席すること。
- (カ) 外国人市民及びセンター登録ボランティアへ区で行われる総合防災訓練への参加を呼びかけ、共に参加すること。
- (キ) 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- (ク) 施設内外・設備の日常点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。
- (ケ) 救援活動のための道具（停電時の復旧作業に必要なもの等）を備え、備蓄（最低3日分の参集職員や施設利用者等の食料や水等）を行うこと。
- イ 発生又は発生する恐れがある段階
- (ア) 施設の供用時間内外にかかわらず、非常配備体制を確立すること。

【非常配備体制】（現指定管理者の体制は別添 3のとおり）

風水害、地震及び東海地震に関する注意情報発表時等について、市における非常配備体制と連携した配備体制をとるものとする。非常配備体制の下、市と連携し、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な手段によって多言語及びやさしい日本語での避難情報を迅速に提供すること。また、災害語学ボランティアへの派遣要請に対する対応、災害語学ボランティアへの指示を実施すること。

- (イ) 利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこと。
- (ウ) 災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めること。
- (エ) 状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体、災害ボランティア等とも協力して対応に当たること。
- (オ) 市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力すること。

名古屋市地域防災計画はこちらのページから閲覧することができる。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-2-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 大規模災害発生時

(ア) 災害時多言語支援センターの設置・運営

市の指示及び防災救援計画に基づき、災害にかかる情報の収集に努めるとともに、外国人被災者の支援を行うため、以下の基準を満たした場合に災害時多言語支援センターを設置・運営し、他の業務に優先して、外国人市民への情報提供等必要な業務を行うこと。

a 設置基準

- (a) 震度 5 強以上の地震が発生したとき
- (b) 東海地震にかかる注意情報・予知情報（警戒宣言）が発令されたとき
- (c) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき
- (d) 風水害の場合は、市が第 4 非常配備を発令したとき
- (e) その他市が必要と認める場合

b 必要な業務

業務の内容は、あらかじめ市と十分に協議の上、決定するものとする。主な内容は、次に定めるものとする。

- (a) 避難所等における外国人被災者の状況把握
- (b) 関係団体との連絡調整
- (c) 災害語学ボランティアへの指示・連絡調整
- (d) 市等からの公的情報の入手・翻訳
- (e) 外国人及び関係者からの問い合わせ・相談対応
- (f) ウェブサイト、ソーシャルメディア等多様な手段による多言語及びやさしい日本語での情報提供

(イ) 退避施設の設置

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に基づき、行き場のない帰宅困難来訪者を発災から 24

時間を限度として受け入れるため、別棟ホールに退避施設を開設し、運営すること。

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画はこちらのページから閲覧することができる。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-7-5-5-0-0-0-0-0.html>

(2) 事故への対応（様式8）

ア 予防段階

- (ア) 救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底を図り、必要に応じて研修を行うこと（自動体外式除細動器（AED）の操作、心肺蘇生法ができるように訓練を実施すること）。
- (イ) 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- (ウ) 施設内外・設備の日常点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。
- (エ) 救急薬や緊急連絡先を施設要所に備えること。

イ 発生段階

- (ア) 利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行うこと。
- (イ) 必要に応じて関係機関に通報すること。
- (ウ) 直ちに市に報告するとともに、市と協力をして原因究明にあたること。

なお、「ウ 大規模災害発生時」における業務において、通常の指定管理業務を大きく逸脱する業務を実施する場合における費用については本指定管理料とは別に市と協議することとする。

10 情報の保護及び公開

以下のとおり規定を定め、指定期間開始前に市へ遅滞なく提出すること。

(1) 情報の保護（様式9）

ア 名古屋市情報あんしん条例第12条の規定に基づく情報の保護及び管理に関する規定

イ 名古屋市個人情報保護条例第64条の規定に基づく個人情報の保護及び管理に関する規定

(2) 情報の公開（様式9）

名古屋市情報公開条例第37条の2第1項に基づく情報公開に関する規定

11 その他必要事項

- (1) 職員は、利用者等に施設職員と分かるように名札の着用等を行うこと。
- (2) 市と指定管理者は、円滑な管理運営業務のため、定期的に連絡調整会議を開催する。
- (3) 指定管理者が管理運営業務にかかる各種規程等を作成するときは、市と協議すること。
- (4) 管理運営業務上必要な届出を官公署へ提出すること。
- (5) 指定管理者は、「ビル管理規約」等に従い、施設の管理運営上必要な届出及び報告をビル管理者に対して行うこと。
- (6) 名古屋国際センタービル区分所有者及びビル管理者で構成する「名古屋国際センタービル定期集会」に出席すること。

(7) 自動販売機の設置について

自動販売機を施設内に設置する場合は、指定管理者の指定とは別に市と貸付契約を結び、貸付料を市の定める期限までに納付すること。

令和2年度 事業報告

1) 公益財団法人名古屋国際センターの概要

1 設立年月日

昭和59年8月1日

2 定款に定める目的

名古屋を中心とした地域の歴史、文化、その他の特性を生かして、市民の国際理解及び多文化共生を推進する事業を行うことにより、市民レベルの相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現に努め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

(1) 公益目的事業

- ア 市民に対して外国に関する情報等を提供するとともに、外国人等からの生活全般に関する相談に応じる事業
- イ 語学や多文化共生等に関する講座、研修会等を開催する事業
- ウ 地域の国際化の推進に取り組む団体等との協働により講座等を開催するとともに、その活動を支援する事業
- エ 地域に暮らす外国人と市民との相互理解を図るイベント等を行う事業
- オ 留学生に対する宿舎の提供、相談等の支援を行うとともに、留学生と市民との交流を図る事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公益目的事業の推進に資するための事業

- ア 名古屋国際センター等の国際交流施設の管理及び運営
- イ その他公益目的事業を推進するために必要な事業

4 主たる事務所

愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

2) 令和2年度事業報告書

(公財)名古屋国際センター（以下「センター」という。）は、名古屋を中心とした市民レベルの国際交流及び国際協力を行うことにより、相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現を目指し、各種事業を実施した。

事業の実施にあたっては、平成29年度から令和3年度までの計画である「第2次名古屋市多文化共生推進プラン」を踏まえて行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業の一部を中止・縮小した一方、新たに「新型コロナウイルス関連 外国人緊急相談会」を実施したほか、各種セミナーや講演会においてオンラインを導入するなど、感染予防対策を講じて実施した。

I 指定管理事業

国際化推進事業

1 情報収集提供事業

(1) 情報サービスコーナーの運営

情報カウンターでは、外国人に対しては住まい、病院、語学学習、出入国関係、交通・観光等生活に欠かせない情報を多言語（日本語、英語はじめ9言語）及び「やさしい日本語」で、日本人に対しては海外の生活、国際交流・協力に関する情報を提供した。令和元年度から名古屋市の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」として位置付けられ、多様な言語による問い合わせに対応した。なお、より多くの言語に対応できるよう音声翻訳機を導入している。

また、身近な行政窓口である区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話通訳を実施した。さらに「多文化共生のまちづくり相談窓口」において、必要な情報提供及び助言等を行った。

さらに、令和2年度は、担当職員や通訳スタッフを対象に研修を行い、相談対応の質の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでも相談に対応した。

情報サービスコーナーへの入館者数は4,415名、問い合わせ件数は9,604件。トリオホン（3者通話システム）の実施件数は506件、テレビ電話通訳の実施件数は157件。

(2) ライブラリーの運営

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、名古屋市の決定に基づき、4月1日から5月31日の期間は臨時休館した。

ア 資料室の運営

28,792冊の海外紹介図書、絵本、国際理解・国際協力及び多文化共生に関する図書、日本語教材、日本紹介図書等を配架し、閲覧・貸し出しを行うとともに、海外の新聞、雑誌等を配架した。その他、海外紹介、日本紹介、国際理解、日本語学習の視聴覚資料を収集し、視聴の機会を提供するとともに、個人や学校等の団体への貸し出しを行った。

ライブラリーへの入館者数は5,840名、図書貸出冊数は4,870冊、CD・DVD貸出点数は303点。

イ 親子絵本コーナーの運営

絵本を通じて海外の文化に触れるとともに、外国人児童の母語保持・習得に役立てるため、海外の絵本を親子で読み聞かせることができるコーナーを設置し、4,584冊の日本及び海外の絵本を配架した。

ウ 交流スペースの運営

国際交流・協力、多文化共生等の分野で活動する団体や若者グループが、打ち合わせや情報交換、イベントなどに利用できる場を提供した。

利 用 者	延べ90名
利 用 件 数	18件
登録団体数	33団体

エ ライブラリー特別企画

ライブラリーの図書や映像資料を活用したイベントを実施した。

(ア) 外国語で楽しむ絵本の会

外国語での絵本の読み聞かせを通して、外国文化に触れる機会を提供するほか、外国人ボランティアにより出身国、歌や簡単な遊びを紹介した。市内の図書館にも出向いて当事業を実施し、広くセンターのPRに努めた。

対応言語は、英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語等（日本人ボランティアによる日本語通訳付き）。

開 催 日 及び 場 所	名古屋国際センター：2020年10月11日・25日（オンライン）、12月13日、 2021年2月28日、3月28日 中 村 図 書 館：2020年11月7日、2021年3月6日 中文化センター：2020年11月10日 中 川 図 書 館：2021年1月30日
参 加 者 数	延べ103名

(イ) 絵本のひろば【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

夏休み期間に、「親子絵本コーナー」の絵本やDVDを活用しながら、異文化理解を深めるイベントを年1回実施する。

開催予定日	2020年7月25日・26日
-------	----------------

(ウ) ランチタイム企画

ビジネスパーソン等を対象に、平日のランチタイムに外国文化に触れるイベント（中国編）を、オンラインで実施した。

開 催 日	2020年11月25日
参 加 者 数	15名（うち外国人2名）

(エ) ライブラリー子ども企画【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

主に小中学生を対象に、ライブラリー所蔵の図書やデータ資料を活用した国際理解及び多文化共生に関するイベントを実施する。

開催予定日	2020年8月～9月、2020年12月～2021年1月
-------	-----------------------------

オ 本のリサイクルバザー【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

開催予定日	2020年6月7日
-------	-----------

「本のリサイクルバザー」の開催を中止した一方、2020年12月からライブラリー内に「本のリサイクルコーナー」を新設し、ペーパーバックの古書や海外雑誌等を市民に無料で提供した。収益（任意の募金）を“世界寺子屋運動”名古屋実行委員会への寄付により国際協力等に役立てるほか、ライブラリー図書の購入に充て、利用者サービスの向上に努めた。

(3) 社会見学の受入れ

小学生から社会人まで幅広く施設見学を受け入れ、センターの事業を紹介するとともに、グローバル人材、多文化共生や国際理解・協力への理解を深めるためのきっかけづくりを行った。

参加者数	28名
件数	4件

(4) 留学ガイダンス（共催事業）【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

留学を検討中あるいは留学に関心をもつ市民のために、留学先の教育制度や奨学金、語学検定試験、現地情報等を提供するガイダンスを公的専門機関との共催により、実施する（年2回）。

(5) 行政文書翻訳

名古屋市からの依頼により、各種案内文や申請用紙等の翻訳を行った。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の8言語。

件数	377件（うち新型コロナウイルス感染症に関する翻訳は234件）
----	---------------------------------

2 相談事業

(1) 海外児童生徒教育相談

家族の海外勤務による出国・帰国時の編入学等に関する相談や日本に在住する外国人児童・生徒の教育に係る相談に、関係機関・団体等との連携のもと対応した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たにオンラインによる相談にも対応した。

対応言語は、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の9言語。

開催日	毎週水・金・日曜日 午前10時～12時、午後1時～5時
件数	313件（231名）

(2) 外国人行政相談

ア 外国人行政相談

市政等の行政に関する問い合わせについて、相談員が情報提供や相談に対応した。また、区役所において日本語に不案内な外国人に対して、トリオホン（3者通話システム）やテレビ電話により通訳サービスを行った。

対応言語は、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の9言語。

件数	1,018件（870名）
----	--------------

イ 外国人のための行政書士による相談

在留資格、国籍、起業などの各種手続き等について、愛知県行政書士会の行政書士が無料で相談に応じた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たにオンラインによる相談にも対応した。

対応言語は、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の9言語。

開 催 日	毎週水・日曜日 午後1時～5時
件 数	217件（214名）

(3) 外国人無料法律相談

結婚・離婚、在留資格、交通事故や労働問題等、日本で生活する上で生じる法律上の問題について、愛知県弁護士会の弁護士が無料で相談に応じた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たにオンラインや電話による相談にも対応した。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の4言語。

開 催 日	毎週土曜日 午前10時～12時30分
件 数	232件（194名）

(4) 外国人のための税理士による無料税務相談

名古屋税理士会との共催により、確定申告書の書き方を学ぶセミナーと質疑応答をオンラインで通訳を介して実施した。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の4言語（中国語は通訳希望がなかったため、当日の対応実績なし）。

開 催 日	2021年2月27日
参 加 者 数	23名

(5) 外国人こころの相談

外国人が日本の生活で抱く不安や悩み等を解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たにオンラインや電話による相談にも対応した。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の4言語（相談時間は各50分、一人年5回まで対応）。

件 数	465件（201名）
-----	------------

(6) ピアサポートサロン

外国人保護者が抱える孤独感、孤立感など精神的不安を未然に防ぐため、「子育て」をテーマに、国籍や世代を超え、同じ立場で対等な関係を築く仲間づくりや居場所、悩みの共有の場としてサロンを実施した。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の4言語。

開 催 日	2021年2月28日、3月14日
参 加 者 数	11名

(7) 外国人健康相談

ア 外国人健康相談会【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

外国人住民が健康で安心して暮らせるよう、(特活)外国人医療センターとの共催で、相談会を年2回実施する。医師、歯科医師、看護師などの医療専門家による、通訳を

介した問診や歯科検診等のほか、健康相談に応じる。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語等。

開催予定日	2020年5月17日、2021年1月17日
-------	-----------------------

イ 外国人の「心」と「からだ」健康相談会【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

「外国人健康相談会」の開催に合わせて年 1 回、名古屋市健康福祉局をはじめとする関係専門機関との連携により、心の相談や高齢者介護の相談等を多言語で総合的に対応するワンストップ型の相談会を実施する。

対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語。

開催予定日	2021年1月17日
-------	------------

(8) 難民相談

(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で、インドシナ難民定住者、条約難民及び難民認定申請者等のための生活相談、保護措置等について相談に応じた。

対応言語は、英語等。

開催日	毎週木曜日（事前予約制）
参加者数	108件（84名）

(9) 外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス

外国人の子どもと保護者を対象に、中学卒業後の進路についての情報提供及び相談に対応するガイダンスを教育関係機関等の協力を得て実施した。日本の教育制度に関する説明や、大学生や社会人による体験発表、高等学校・専門学校・教育委員会等による個別相談会を実施した。

当日の資料及び通訳は7言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語）で対応した。

開催日	2020年8月1日
参加者数	55名（定員80名）

(10) 外国人生活相談出張サービス

NPO まなびや@KYUBAN 主催の相談会にポルトガル語通訳とともに出向き、新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮や出入国等について相談に応じた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」に参加できなかった名古屋YWCA グローバルスクールの生徒を対象に、教育相談を実施した。

開催日	①NPOまなびや@KYUBAN：2020年6月7日・20日・21日 ②名古屋YWCA教育相談：2020年9月5日
参加者数	36件（36名）
会場	①港区九番団地 ②オンライン

(11) 相談事業における関係機関との連携

「新型コロナウイルス関連 外国人緊急相談会」（自主事業）やその後開催した連携会議のほか、新型コロナ関連の SNS 情報ネットワークや会議への参加等を通じ、外国人支援団体や区役所はじめ関係機関との情報・意見交換を行った。

団体・機関	愛知県行政書士会、名古屋出入国管理局、愛知労働局、名古屋市健康福祉局、名古屋市社会福祉協議会、外国人ヘルプライン東海、NPOまなびや@KYUBAN 等
-------	---

3 広報出版事業

(1) 「ニック・ニュース」の発行

センターの活動紹介と国際交流・協力、多文化共生に関する情報提供のため、広報誌「ニック・ニュース」(A4判12ページ)を隔月で各10,000部発行した。

配布先	市町村、国際交流団体、大学・学校関係機関、観光案内所等
-----	-----------------------------

(2) 「子ども版 ニック・ニュース」の発行

地球市民意識を子どものころから養うため、日々の暮らしと世界とのつながりを考える事例や国際協力・多文化共生のヒント等を取り上げる「子ども版 ニック・ニュース」(A3判蛇腹折り)を夏と冬の年2回、各70,000部発行した。

テーマ：夏号「自然と私たちのつながり」

冬号「トイレが世界を救う？」

配布先	市内小学校、図書館、児童館、県内国際交流協会等
-----	-------------------------

(3) 「ナゴヤ・カレンダー」英語版・中国語版・ポルトガル語版の発行

外国人を対象に、センターの事業のほか生活・行政情報や観光情報等を紹介する月刊情報誌「ナゴヤ・カレンダー」を英語(紙版6,000部・デジタル版)、中国語(デジタル版)、ポルトガル語(デジタル版・自主事業)で毎月発行した。

(4) 「名古屋生活ガイド」の発行

生活にかかる基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を掲載した冊子「名古屋生活ガイド」を改訂、10,000部を作成し、外国人転入者向けウェルカムキットに同封・配布するとともにセンターのホームページに掲載した。制作言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、ルビ付き日本語の9言語。また、このガイドにかかる広報ちらしやポスターを作成し、区役所等の窓口での周知に努めた。

(5) ホームページ等による情報発信

センターの事業紹介、生活関連情報、イベント情報、市政情報等を日本語のほか多言語でホームページに掲載し、広く発信した。

また、フェイスブックやツイッター等のSNSを活用し、情報発信を行った。

令和2年度は、ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する情報や支援情報を言語別にわかりやすく掲載するとともに、フェイスブック及びツイッターで迅速に配信した。

対応言語は、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語の9言語。

(6) メールマガジンの配信

外国人に対しては、災害情報等緊急性・即時性の高い情報やイベント情報等を、日本人に対しては、国際交流イベントや国際理解・国際協力に関する情報等を掲載したメールマガジンを毎月発行し、センターのPRに努めた。

配信件数は47,377件。提供言語は、日本語、英語、中国語、ポルトガル語の4言語(ポルトガル語は自主事業)。

4 研修事業（オンライン実施、会場視聴あり）

（1）日本語学習支援活動者向け研修

ア 日本語ボランティアシンポジウム

東海日本語ネットワーク（TNN）との共催で、日本語学習の支援活動充実のため、地域で活動する日本語教室の情報交換と連携を図るシンポジウムを実施した。

＜事例紹介＞ 日本語学習の機会を拡げる工夫

① 子育てを通して学ぶ日本語

大塚 ますみ 氏（江南市国際交流協会 ふくらの家）

② 日本語を学んだことのない定住者への学びの機会創出

松田 章子 氏（NPO法人トルシーダ）

③ オンラインでの対話型活動

田中 琢間 氏（（一社）磐田国際交流協会）

＜報告1＞ コロナ禍における TNN 会員教室の現状

報告者：酒井 美賀 氏（東海日本語ネットワーク代表）

コメンテーター：尾崎 明人 氏（名古屋外国語大学名誉教授）

＜報告2＞ 「教室へ行こう！キャンペーン」 事業について

報告者：酒井 美賀 氏（東海日本語ネットワーク代表）

＜オンライン交流会＞ 今、私たちにできること

開 催 日	2020年12月5日
テ ー マ	日本語でつながろう！～今、私たちにできること～
参 加 者 数	106名（定員120名）

イ 日本語ボランティア研修

東海日本語ネットワーク（TNN）との共催で、日本語学習支援者や多文化共生の担い手の育成を目的に、在住外国人の現状や課題等、「開かれた地域社会をめざして」をテーマに研修を実施した。

第1回 「外国人受入れ制度と現状」※

第2回 「外国につながるのある生徒のための日本語支援のあり方について～『中学生のにはほんご』を例として～」※

第3回 「交流会『今どうしてますか？』」

第4回 「外国人と共生する地域づくり一大阪・豊中の実践から見てきたもの」

第5回 「入管の中の受入環境調整担当官」

第6回 「新しい生活様式での多文化共生コミュニティ」

第7回 「外国人受入れ制度と現状」

第8回 「ある元外国人児童生徒の話」

開 催 日	2020年4月11日※、5月9日※、6月13日、7月11日、9月12日、10月10日、 2021年2月13日、3月13日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
参 加 者 数	延べ301名

（2）地域の国際化セミナー

外国人を含む市民一人ひとりが担い手となる多様性を活かした地域づくりについて、市民の理解を促進するセミナーを実施した。外国人が住民の半数以上を占める「芝園団地」（埼玉県川口市）の現状から、今日の共通の地域課題である「住民間のつながりの希薄化」に焦点を当て、コミュニティにおける接点・つながりづくりに取り組むパネリストの事例

にヒントを得ながら、これからの地域づくりを考えた。

<講演>「住民の半数が外国人！『芝園団地』発 共存から共生へ」

講師：岡崎 広樹 氏（芝園団地自治会 事務局長）

<パネルトーク>

パネリスト：アハメド ツレイヤ 氏（元 名古屋市内小学校 PTA副会長）

上田 假奈代 氏（NPO 法人こえとことばとこころの部屋 代表）

土田 哲也 氏（天竜デザイン事務所 代表）

開催日	2021年3月6日
テーマ	人とつながる、街を生きる～知り合えない私たちと隣近所の多文化共生～
参加者数	85名（定員120名）

5 国際交流・国際協力事業

（1）NIC地球市民教室の運営

ア NIC 地球市民教室「異文化理解コース」

（ア）講師派遣及び講座の実施

地域の国際化の重要な担い手である在住外国人を講師として登録し、学校や地域の非営利団体等からの依頼を受け、母国の文化や日本での生活の様子等を伝える講座を実施した。

講師派遣件数	48件
派遣講師数	123名

（イ）講師の新規登録及び研修

①新規登録講師を公募し、登録を行った。また、新規登録者を対象に研修を行い先輩講師のプレゼンテーションを学んだ。

②すべての登録講師を対象に、オンラインによる講義・講演に必要な知識やコツを学ぶ研修を実施した。

開催日	①講師の登録：2020年9月19日、2021年3月3日 ②スキルアップ研修：2020年8月22日※、11月7日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
参加者数	①13名 ②14名
登録人数	107名（38か国1地域）

イ NIC地球市民教室「チャレンジコース」

地球や地域の課題を身近な課題としてとらえ、その解決に向けて行動する力を育むことを目的に、NIC地球市民教室の登録講師、センター職員や登録団体が大学・高校に出向き、「多文化共生」や「識字教育」などをテーマとした講座やワークショップを実施した。

講師派遣件数	8件
派遣講師数	14名・1団体

ウ 発見！体験！地球市民キャンパス

NIC地球市民教室を活用し、主に若者を対象に、地球や地域の課題を学び、自分ができることを考える参加型のモデル授業を行った。また、この授業を公開し、教育現場や地域におけるNIC地球市民教室を活用した国際理解教育の普及を図った。

令和2年度は、「フェアトレード」、「多文化共生」の2つのテーマに分かれ、ワークショップ等を通して世界や地域が抱える課題を知り、自分たちの暮らしとのつながり、問題解決のために何ができるかを考えた。

開 催 日	2020年8月22日
参 加 者 数	36名（定員40名）

(2) 名古屋市の姉妹友好都市との周年に併せた事業

ア 名古屋・トリノ姉妹都市提携15周年記念事業「映画で知るイタリア・トリノ」

名古屋市とトリノ市の姉妹都市の概要説明、トリノ市を舞台に多文化共生をテーマとした短編映画「CABU CABU 011」の上映、講師によるイタリアやトリノ市の映画産業、映画文化の紹介等を通じ、イタリアとトリノ市について理解を深めた。

開 催 日	2020年10月3日
参 加 者 数	66名（定員50名）

イ 名古屋・シドニー姉妹都市提携40周年記念事業「映画で知るシドニー・オーストラリア」

現地シドニー市からのライブ中継、観光や映画をテーマとした動画の上映、講師による映画産業や映画文化の紹介等を通じ、オーストラリアとシドニー市について理解を深めた。

開 催 日	2020年11月22日
参 加 者 数	70名（定員50名）

(3) グローバル人材育成事業（オンライン実施）

ア グローバルユースフォーラム（会場視聴あり）

若者が世界に視野を広げ、多様性を尊重する「グローバル人材」への関心を高めることにより、将来のキャリアプランを描き、行動に移すためのきっかけをつくるフォーラムを実施した。「グローバル人材」を目指す若者のロールモデルとして、講師が社会問題解決にかける想いや自身の起業経験について話した。

講師：田口 一成 氏（株式会社ボーダレス・ジャパン代表取締役社長）

開 催 日	2020年9月26日
参 加 者 数	86名（定員100名）

イ グローバル人材育成研修（会場視聴あり）

「グローバル人材」として必要な3つの力（共感力、思考力、行動力）を養うため、「グローバルユースフォーラム」と同日開催し、ワークショップによる研修を実施した。

講師：辰野 まどか 氏（(一社)グローバル教育推進プロジェクト（GiFT）代表理事）

開 催 日	2020年9月26日
参 加 者 数	32名（定員60名）

ウ グローバルユースカフェ

若者が地球や地域の課題に対する関わり方や自身のキャリア形成について考え、多様な人材と交流する場として、オンラインで実施した。

第1回 「あなたの知らないバイヤーの世界」

第2回 「手仕事がつなぐカンボジアと日本」

第3回 「ユースに届け！最強インフルエンサーのことば」

開催日	2020年9月9日、11月12日、2021年3月11日
参加者数	延べ42名

エ グローバルキャリアセミナー

国際機関や NGO、企業での国際貢献活動など、国際的な分野における活躍を目指す人材を対象に、多様な国際キャリアに関する最新情報を提供するとともに、キャリア形成のヒントを見出すセミナーを開催した。

開催日	2021年3月28日
参加者数	28名（定員60名）

(4) グローバル人材育成アドバイザーの登録・活用

若年層の人材育成・支援をより効果的に実施するため、次の2名をアドバイザーとして登録した。アドバイザーからは、グローバル人材育成研修などで助言を仰ぎ、グローバル人材育成事業の充実化を図った。

辰野 まどか 氏（(一社)グローバル教育推進プロジェクト（GiFT）代表理事）

中島 康滋 氏（イノベーションファクトリー(株) 代表取締役）

6 ボランティア制度の運営等

(1) ボランティア制度の管理運営

延べ 976 名が登録し、日本語指導、ホームステイの受け入れ、情報の収集提供、通訳・翻訳、文化紹介及び行事運営の協力等の活動を行った。

ア 多文化共生ボランティア

(ア) NIC 日本語の会ボランティア

第87回、第88回及び第89回「NIC日本語の会」を開講し、延べ506名の外国人に日本語指導や日本文化の紹介を行った。

(イ) 情報サービスコーナーボランティア

a 情報カウンターボランティア

情報カウンター窓口対応や、情報収集・資料作成等を行い外国人の日常生活をサポートした。

b NIC OUT & ABOUT “発見！名古屋” ボランティア

日本や名古屋地域の文化について、「やさしい日本語」と英語で紹介・解説し、英語版ナゴヤ・カレンダーやホームページに掲載した。

c NIC WALKING GUIDES ボランティア

開催予定であった春（2020年5月30日）と秋（11月28日）のウォーキングツアーは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。令和2年度は、これまでに開催したツアー（四間道・円頓寺界限、名古屋港界限）の紹介資料を日本語・英語で作成し、ホームページに掲載した。

(ウ) ライブラリーボランティア

a ライブラリーボランティア

図書・資料の整理や登録、配架、展示を行った。

b 絵本の会ボランティア

「外国語で楽しむ絵本の会」の企画、運営を行うとともに、多言語にて絵本の読み聞かせや歌や遊びを通して様々な国の言語と文化の紹介を行った。

(エ) ひらがなしんぶんボランティア

外国人に身近な情報を分かりやすいふりがなつきの日本語で紹介する「なごやひらがなしんぶん」第127～128号を発行した。

(オ) NIC 子ども日本語教室ボランティア

a NIC 子ども日本語教室（日曜日）ボランティア

日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、日常生活や学校での学習に必要な日本語を指導した。毎週日曜日（6月～7月、9月～11月、1月～3月）に教室を開催し、小学校低学年、小学校高学年、中学生の3グループに分かれて活動を行った。

b NIC 子ども日本語教室（夏休み）ボランティア

日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、日常生活や学校での学習に必要な日本語の学習支援を行う教室を夏休み期間中に開催した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学生等の若者を中心としたボランティアがオンラインで日本語指導を行った。

(カ) 高校生向け学習・キャリア支援教室ボランティア

高校在学中あるいは高校進学を目指す義務教育年齢を超えた外国人生徒を対象に「NIC 高校生日本語教室」を開催し（6月～8月、9月～11月、1月～3月）、教員経験者や日本語教師、大学生等のボランティアが日本語や日本語を基盤とする学習の支援を行った。

(キ) 語学ボランティア

外国人住民が言葉のサポートを必要とする生活場面や国際交流イベントにおける通訳、手紙や資料の翻訳を行った。通訳、翻訳等延べ47名（通訳16名、翻訳31名）が活動した。

(ク) 災害語学ボランティア

外国人参加者の通訳として参加予定であった「名古屋市民総ぐるみ防災訓練」（2020年9月6日）が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、災害語学ボランティア研修に参加し、活動内容の確認等を行った。

(ケ) 留学生サポートボランティア

国際留学生会館在住の留学生を主な対象に、市民との交流のサポートや日本語指導等を行う（自主事業）。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動実績はなかった。

(コ) 放送ボランティア

行政や防災、生活、観光などの情報を多言語に翻訳し、翻訳した言語で録音を行い、ラジオ放送等で提供する。令和2年度は、活動実績はなかった。

(サ) やさしい日本語ボランティア

生活情報を「やさしい日本語」に置き換え、ホームページ等で発信を行った。

(シ) ピアサポートボランティア

日本社会の制度や習慣、生活ルール等に精通した在住外国人ボランティアが、サポートを必要とする同国人等に必要な情報を提供し、アドバイスをを行った。

イ 異文化理解ボランティア

(ア) ホームステイボランティア

名古屋と近隣地域でホームステイの受け入れを行う 16 団体とともにネットワーク組織「名古屋ホームステイボランティアセンター」を運営し、ホームステイを通して市民レベルの国際交流及び異文化間の相互理解を推進した。1,205 家庭が登録している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、センターでの受け入れ実績はなかった。

(イ) 事業サポートボランティア

センターが実施する各種事業においてアシスタントとして活動する。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動実績はなかった。

ウ 国際協力ボランティア

(ア) 世界寺子屋運動ボランティア

“世界寺子屋運動”名古屋実行委員会の活動に協力して、91,120枚の書き損じはがきの整理を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ブース出展を予定していた区民まつり等の各種イベントが中止になったが、バーチャル開催の「ワールド・コラボ・フェスタ2020」に寺子屋クイズや塗り絵を出展し、世界寺子屋運動のPRに努めた（自主事業）。

(2) 災害時外国人支援研修

ア 災害時外国人支援ボランティア研修

大規模災害の発生時に、センターとともに外国人被災者の支援を担うボランティアや関係機関・団体職員を対象に、避難所等で外国人住民と日本人住民が互いに困らないために留意すべき点や配慮が必要な点を考える研修を実施した。

令和 2 年度は、活動のシミュレーションに代わって、オンラインによるパネルトークとディスカッションを行った。

開 催 日	2021年1月16日
参 加 者 数	59名（定員50名）

イ 災害語学ボランティア研修

センター及び災害語学ボランティアの、災害時における役割や基本的な支援活動を学ぶ研修会を実施した。

①ベーシックコース

災害語学ボランティアの役割や基本的な支援活動の流れについて確認した。

②ステップアップコース

「やさしい日本語」や「災害用語」について学ぶ研修を実施した。

開 催 日	①2020年8月1日、2020年11月6日 ②2020年9月5日、2021年2月7日
参 加 者 数	延べ77名

ウ 名古屋市防災担当主査会における災害時外国人支援体制の概要説明

名古屋市防災危機管理局の職員、各区総務課主査（防災）が集まる防災担当主査会において、名古屋市の災害時外国人支援体制や災害語学ボランティアの活動について周知を図った。

開 催 日	2020年10月22日
参 加 者 数	20名

（3）ボランティア研修

登録ボランティアを対象に、センターの事業内容及び多文化共生について理解を深め、活動の心構えや必要な基礎知識、留意点等を学ぶ研修を3回実施した。

第1回「名古屋の外国人住民について知ろう！」

第2回「NIC “まるかるタウン・なごや” ナビ」に研修の一環として参加。

第3回「ボランティア交流会」

開 催 日	2020年6月27日、8月8日、11月14日
参 加 者 数	延べ59名

7 民間国際交流活動振興事業

（1）国際交流協力・多文化共生協働事業（共催事業）

ア フェアトレード講演会

「第5回 フェアトレード・タウンを動かす！若者スピーチ」

高校生や大学生を中心とする5団体の若者が日々の活動や今後の展望についてオンラインでスピーチを行い、フェアトレード活動に携わる社会人と交流を図った。

開 催 日	2020年12月19日
参 加 者 数	24名
主 催	名古屋をフェアトレード・タウンにしよう会（なふたうん）

イ やさしい日本語劇団公演

「みんなで考える私たちの日本語～コントをみて、つくって、やってみよう！～」

多文化共生社会における共通言語としての「やさしい日本語」の普及を目的に、私たちの周りにある「やさしくない日本語」の「ある・ある」をコントで上演し、「やさしい日本語」について考えるワークショップを開催した。

開 催 日	2020年8月16日
参 加 者 数	40名
主 催	やさしい日本語劇団

（2）団体資料の配架

ライブラリーに全国の民間国際交流・国際協力団体が発行するニュースレターや事業報告書を配架し、情報カウンターやライブラリーが閲覧しやすいように配架し各団体の活動への市民の理解を促した。

(3) 交流室の提供

民間国際交流団体はじめ各世代の市民がミーティングや交流等に使用できる活動の場を提供した。

(4) 事業の企画・実施支援

地域のNGO/NPOやボランティア団体が実施する事業の企画・運営・広報において、助言・協力を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、後援事業の大半が中止となっている（共催4件、後援13件（うち中止7件））。

8 外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業

(1) 多文化共生まちづくり事業

ア <港区>「みなと多文化かわらばん」の発行

港区役所、東海学区連絡協議会、九番団地で活動する日本語教室等、地域の関係機関・団体で構成する「みなと国際交流のつどい実行委員会」を設け、外国人住民と日本人住民の「顔の見える関係づくり」を目的に、夏まつり「みなと国際交流のつどい」を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった同つどいの代替事業として、多文化共生をテーマとする「みなと多文化かわらばん」を発行し、九番団地を中心に配布した。

イ <緑区>「みどり多文化交流会」

緑区で多文化共生事業の開催実績をもつ「みどり多文化共生ボラネット」と協働で、オンラインによる多文化交流会を行った。緑区にゆかりのあるゲストの話の聞き、多文化共生について考える機会とした。

開催日	2021年3月21日
会場	オンライン及び桶狭間荘集会所
参加者数	51名
主催	(公財)名古屋国際センター、みどり多文化共生ボラネット
共催	緑区役所

ウ <中区>「Webで学ぼう！中区安心・安全・快適なまちづくり」への参加

多文化共生のまちづくりを啓発する機会として、中区主催「中区 安心・安全・快適なまちづくりフェスタ」にブース出展している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なごや動画館まるはっちゅーぶ（7ch「区の魅力づくり」）でバーチャル開催となった同フェスタ2020に、「やさしい日本語」普及啓発の動画を9月から公開した。

開催日	2020年9月9日から公開（1年間予定）
参加者数	再生数 532回（3月31日現在）
会場	なごや動画館まるはっちゅーぶ 7ch
主催	名古屋市中区

(2) 外国人防災啓発事業

ア 防災サロン等

NIC日本語の会及びNIC子ども日本語教室の受講者を対象に、防災・減災に関する基本的な知識を学ぶ機会を設けた。

	防災DVDの上映	防災クイズラリー	防災サロン
開催日	2020年9月13日	2020年11月8日	2021年1月10日
参加者数	36名	34名	71名
協力	—	—	中村災害ボランティアネットワーク

イ 防災出前講座

災害時の外国人支援や外国人防災啓発について学ぶ講座を実施した。

	市民活動推進センター主催 「災害ボランティアコーディネーター養成講座」	惟信高校（名古屋市港区）1年生対象授業 「外国人の防災啓発を考える」
開催日	2020年10月11日	2020年12月3日
参加者数	32名	20名
会場	名古屋国際センター	愛知県立惟信高校

ウ 総合防災訓練への参加【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

「なごや市民総ぐるみ防災訓練」重点区の訓練に参加し、避難所受付訓練や災害語学ボランティアによる外国人被災者へのニーズ聞き取りシミュレーション等を行い、外国人住民と災害語学ボランティアの訓練の機会とする。

開催予定日	2020年9月6日
-------	-----------

エ 防災フェスタ等への参加

あそぼうさい・まなぼうさい【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

開催予定日	2021年3月7日
会場	ヒルズウォーク徳重ガーデンズ（名古屋市緑区）

（３）NIC 防災サポーター制度の運営

3名（フィリピン、ブラジル、ペルー出身）の外国人住民を「NIC防災サポーター」として登録し、センターの事業や地域・学校等からの依頼を受けて、外国人や災害語学ボランティア等を対象に防災啓発を行った。

活動日・内容	①2020年7月17日「名市大講義 外国人と防災」 ②2020年 9月5日 第2回「災害語学ボランティア研修（ステップアップ編）」 ③2020年11月8日「防災クイズラリー」 ④2020年12月3日「防災出前講座@惟信高校」 ⑤2021年1月10日「防災サロン」 2021年1月10日 ⑥2021年1月16日「災害時外国人支援ボランティア研修」 ⑦2021年3月発行「みなと多文化かわらばん」（記事掲載）
--------	--

（４）災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携

ア 東海北陸地域の地域国際化協会との連携

（ア）「愛知県災害多言語支援センター」設置運営訓練

愛知県と（公財）愛知県国際交流協会が大規模災害発生時に設置する「愛知県災害多言語支援センター」の設置運営訓練の運営協力を行った。

開催日	2020年9月6日
主催	愛知県、（公財）愛知県国際交流協会

(イ)「災害予防対策研修会」の実施

東海北陸地域国際化協会連絡協議会主催の研修会で、災害時の外国人支援活動に向けた研修を実施した。

- ①多言語支援センターの事例紹介（熊本市国際交流振興事業団）
- ②静岡市における多言語支援センター立ち上げ訓練の中継
- ③派遣可能な協会職員・ボランティア等の確認等

開 催 日	2020年11月18日
-------	-------------

イ 災害ボランティア団体との協力

(ア)「なごや災害ボランティア連絡会」への参加

同連絡会の構成団体として月例会（オンライン）に参加し、災害ボランティア団体をはじめ関係機関・団体とのネットワーク形成に努めた。

開 催 日	2020年6月～2021年3月（原則、毎月第1木曜日） ※4月、5月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
件 数	10回

(5)「NIC 日本語の会」等の運営

ア 「NIC 日本語の会」

名古屋及び周辺地域の在住外国人を対象に、基本的な日本語の習得と生活情報の提供を目的とした講座をボランティアの協力により毎週日曜日に開講した。

開 催 日	第1期：2020年6月14日～7月26日（7回） ※「会話」の2クラスをオンラインで開催。 第2期：2020年9月20日～11月22日（10回） ※「会話」及び「かな」の計7クラスを対面で開催。 第3期：2021年1月31日～3月28日（8回） ※オンライン開催
参 加 者 数	延べ506名

イ 日本語教室拡充事業（緊急対策）

改正出入国管理及び難民認定法の施行により、今後急増することが見込まれる外国人の日本語教育体制の整備を進める間の緊急対策として、民間事業者を活用し、日本語教室「まるはち」（入門、初級Ⅰ、初級Ⅱ）を土曜日や平日夜間に開催した。

開 催 日	第1期：2020年10月16日～12月28日（10回） 第2期：2021年1月9日～3月27日（10回） ※1月27日～3月13日はオンライン開催
参 加 者 数	延べ685名
会 場	名古屋国際センター、（一財）日本国際協力センター中部支所、 ウィルあいち愛知県女性総合センター

(6) NIC 子ども日本語教室

ボランティアの協力により、各期10回程度の教室を小学校低学年、小学校高学年、中学生の3グループに分かれて開催した。

開 催 日	第1期：2020年6月14日～7月19日（6回）※オンライン開催 夏休み：2020年7月19日～8月12日（8回）※オンライン開催 第2期：2020年9月20日～11月29日（11回） 第3期：2021年1月31日～3月28日（8回）※1月31日～2月28日はオンライン開催
参 加 者 数	延べ819名

(7) 高校生向け学習・キャリア支援教室の運営

高校在学中または義務教育年齢を超えて高校進学を目指す外国人生徒を対象に、「NIC 高校生日本語教室」を開催し、生活言語に加え、教科学習に必要な学習言語を指導した。

開催日	第1期：2020年6月14日～7月19日（6回）※オンライン開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月、6月に中止した4回分を、8月2日・16日・23日・30日に実施。 第2期：2020年9月20日～11月29日（11回） 第3期：2021年1月31日～3月28日（8回）※1月31日～2月28日はオンライン開催
参加者数	延べ126名

(8) 市内日本語教室との協働

名古屋市内の日本語教室が、それぞれの現状や課題を共有し意見交換を行った。

開催日	2020年8月20日、2021年3月24日
参加者数	25名

(9) 外国人児童・生徒サポーター研修（オンライン併用）

外国人の子どもへの支援に関心のある人または携わっている人を対象に、支援する際の心構えや知識・スキルを講義やワークショップを通して学ぶ連続講座を実施した。

①入門編：これから支援活動を始める人、始めて間もない人を対象に、外国につながる子どもたちやその保護者が置かれている状況を、支援活動の実践者の事例から理解した。

②実践編：すでに支援活動を行っている人を対象に、「外国人の子どもへの教育に関する制度と現状」、「子どもの心に寄り添う」、「地域でのサポートを考える」、「日本語学習支援を考える」等をテーマに専門家や実践者を招き、知識を深めた。

開催日	①2020年6月14日・28日、7月12日（全3回） ②2020年10月24日、11月28日、12月19日（全3回）
参加者数	①42名（定員40名） ②34名（定員40名）

(10) やさしい日本語普及啓発事業

ア 「やさしい日本語」の研修

(ア) 外国人に伝える！伝わる！「やさしい日本語」入門講座

名古屋市職員を対象に、行政窓口で情報提供や地域の生活情報、災害時の緊急情報等を外国人住民にわかりやすく伝え、円滑なコミュニケーションを図る実践的な研修を実施した。

講師：岩田 一成 氏（聖心女子大学文学部教授）

開催日	2020年8月27日・28日（各日2回、計4回）
参加者数	107名

(イ) やさしい日本語入門出前講座

地域住民等を対象に、「やさしい日本語」の考え方や日常使用できる具体的な方法を学び、在住外国人とのコミュニケーション能力の向上を図る講座を実施した。

開催日	①中村区区政推進会議幹事会：2020年7月22日 ②758キッズステーション：2020年10月15日 ③名古屋市緑化センター：2021年3月4日
参加者数	①25名 ②8名 ③7名

イ 市民レベルでの普及啓発活動の実施【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

防災啓発事業や地域のイベント等の参加者を対象に、「やさしい日本語」の考え方や有用性の普及啓発に努める。令和2年度は、緑区親子防災イベント「あそぼうさい・まなぼうさい」（2021年3月7日）にブースを出展予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

(11) 地域日本語教育コーディネーター事業

外国人市民が地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、日常生活に必要な日本語を習得するための日本語教育の体制づくりを行った。

ア 総括コーディネーターの配置

市内の地域日本語教育に精通し、事業の企画等を総括コーディネートする者を常駐職員として配置した。

イ 地域日本語教育コーディネーターの設置

文化庁主催「地域日本語教育コーディネーター研修」の受講修了者または地域日本語教育に携わった十分な経験をもつ者を3名配置し、各種事業の企画等を行った。

ウ コーディネーター会議の実施

すべてのコーディネーターが参加する定例会議を開催し、取組内容等への相互助言、既存の日本語教室を対象とする研修等の支援策の検討、各種情報交換等を行った。

開催回数	23回
開催日	2020年4月16日～2021年2月24日

エ 日本語教室オンライン実施のための情報交換会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の教室を開催できない状況において、活動再開のひとつの方法として、オンラインの導入を検討できるよう、地域日本語教室を対象に情報交換会を実施した。

講師：ことばの会他

開催日	2020年8月20日 ※オンライン開催
参加者数	25名

オ 日本語教室オンライン実施のための研修

(ア) 地域日本語ボランティアのためのオンライン教室の始め方・活かし方研修会

オンラインでの教室活動に役立つ基本スキルや指導法を学ぶ研修を、民間事業者を活用し、実施した。入門編を2回、実践編を2回、まとめとして情報交換会を1回行った。

開催日	入門編：2020年11月7日・12日
	実践編：2020年11月21日、12月2日
	情報交換会：2021年1月30日
参加者数	延べ84名

(イ) 地域日本語教室のためのオンライン教室活動 オーダーメイド研修会

オンラインを活用した日本語教室の実施に向けて、各教室の希望や活動内容に合わせた内容の研修を、民間事業者を活用し、オンラインで行った。

件 数	10件
実 施 教 室	8教室
参 加 者 数	延べ142名

9 調査研究事業

(1) 地域の国際化推進に係る調査・分析・提案

「愛知県内の留学生受け入れ大学に対するアンケート調査」

2020年度又は2019年度に留学生の受け入れを行った愛知県内の大学を対象にアンケート調査を行い、国際留学生会館の今後の運営の参考とするとともに、報告書を名古屋市に提出した。

調 査 項 目	宿舎について、卒業後のつながり、オリエンテーション、生活支援、防災訓練、地域住民との交流、就職支援、社会貢献、相談事業、名古屋国際センターの認知度等
---------	--

10 多文化共生推進月間に併せた事業

(1) 絵本のひろば【再掲】【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

開催予定日	2020年7月25日・26日
-------	----------------

(2) ライブラリー特別企画【再掲】【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

開催予定日	夏休みクイズラリー：2020年8月～9月
-------	----------------------

(3) 名古屋に暮らす外国人によるお話し会

外国人住民から母国の文化や日本での暮らしについて話を聞き、多様な文化をもつ人々とともにある日々の暮らしの中で自分にできること、多文化共生を進めるために必要なことを考える機会として、「NIC地球市民教室」の登録講師3名によるお話し会「NIC“まるかるタウン・なごや”ナビ」を開催した。

講師：レ ハイ ブオン 氏（ベトナム出身）

ハフィヤンダ ラザン 氏（インドネシア出身）

ダ シルバ エリサンジェラ アパレシダ 氏（ブラジル出身）

開 催 日	2020年8月8日
参 加 者 数	40名：オンライン33名（定員40名）、会場7名（定員25名）

施設管理運営業務

名古屋市との管理運営協定に基づき、同市の公の施設である「名古屋国際センター」の指定管理者として、貸し施設（ホール、展示室、会議室、研修室、和室）の供用及び施設の維持管理等を行った。

ホール（平日）及び和室の料金の30%値下げや「ホール設営サポーター制度」を引き続き行い、利用率の向上に努めた。また、平成27年度から導入した「インターネット予約システム」の利用者ID登録の普及を進めるとともに、別棟ホールの液晶プロジェクター更新による映像の解像度向上や有線インターネット環境の常設等について、全国規模の貸し施設ポータルサイト、名古屋商工会議所のメールマガジンや会報誌へ掲載し、貸し施設のPRに努めた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、名古屋市の決定に基づく時間制限や新規予約受付停止に伴う利用予約キャンセル、新規予約の大幅な減少等により、全体の利用率は27.1%にとどまった。

施設名	利用率
ホー ル	19.2%
会 議 室 (6)	29.9%
第一会議室	28.1%
第二会議室	32.5%
第三会議室	32.0%
第四会議室	25.8%
第五会議室	31.1%
第六会議室	29.9%
和 室	7.5%

施設名	利用率
展 示 室 (3)	28.3%
第一展示室	32.8%
第二展示室	25.2%
第三展示室	26.9%
研 修 室 (3)	29.5%
第一研修室	25.6%
第二研修室	27.2%
第三研修室	35.8%
計	27.1% (前年度：53.5%)

貸出停止期間：2020年4月13日～5月31日
貸出停止期間を除く利用可能区分数で算出。

Ⅱ 自主事業

1 NIC グローバルユース育成事業

(1) グローバルユースデー2021

グローバルに活躍する若者グループ8団体によるプレゼンテーションや、過去に「グローバルユースアワード」に実践団体の一員として参加した社会人によるオープニングトークを通じて、参加者同士の交流や地球規模の課題解決に向けて行動するきっかけづくりの機会を提供した。

開 催 日	2021年2月20日 ※オンライン開催
参 加 者 数	76名

2 NIC 防災サポーターの養成

3名（フィリピン、ブラジル、ペルー出身）の外国人住民を防災サポーターとして登録し、防災・減災に関する研修に受講者として派遣することで、サポーターの養成を図った。

3 “世界寺子屋運動”名古屋実行委員会事務局の運営

(1) “世界寺子屋運動”書き損じはがきキャンペーンの推進

センターの国際協力ボランティアの協力により、書き損じはがきの回収、整理、資金化を行った。団体からの大口の寄付については贈呈式を開催した。また、広報拡充のため、バーチャル開催の「ワールド・コラボ・フェスタ 2020」にブース出展し、支援の必要性と方法を効果的に伝える「寺子屋クイズ」を通して、貧困や児童労働等の世界の課題の周知に努めた。

書き損じはがき回収・整理済み枚数 91,120枚※（累計4,687,193枚）

※令和2年度に回収したものの未整理の書き損じはがきは含まない。

(2) 世界寺子屋運動推進協力会議の開催

書き損じはがきキャンペーン推進のための会議を、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催にて2回開催した。

<第1回>

- ・平成元年度事業報告及び収支決算
- ・令和2年度事業計画及び収支予算

<第2回>

- ・年末年始における書き損じはがき（年賀状）回収のお願い
- ・令和2年度の広報などの活動について
- ・令和2年度「スタディツアー」の開催中止について

開 催 日	2020年7月28日、11月26日
-------	-------------------

(3) “世界寺子屋運動” 第32次支援への参加

(公社)日本ユネスコ協会連盟が行う“世界寺子屋運動”の第32次支援先であるカンボジア、ネパール、アフガニスタン、ミャンマーの4か国4団体の識字プロジェクトを支援した。

(4) “世界寺子屋運動” 活動報告会【新型コロナウイルス感染症拡大防止のための中止】

「名古屋地協メーデーフェスティバル」、「港区区民まつり」等のイベントにブース出展し、パネルや写真の展示により、支援各国における最新活動報告を行う。

(5) “世界寺子屋運動” カンボジアスタディツアー【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

世界寺子屋運動のさらなる推進を目的に、支援国を訪問して支援の成果を確認し、関係者や寺子屋学習者、市民との交流を深めるスタディツアーを実施する。

4 NIC 国際講演会【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

センターの経営基本方針のひとつである「地球市民意識の醸成と活動の促進」を図るとともに、財団の活動を広く市民にPRすることを目的に、有識者による講演会を実施する。

開催予定日	2021年3月（定員700名）
-------	-----------------

5 ワールド・コラボ・フェスタへの参加

国際交流、国際協力、多文化共生をテーマとする「ワールド・コラボ・フェスタ2020」に、ブース出展、ステージ出演を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同フェスタはウェブ上によるバーチャル開催となった。

①ブース「はがき1枚からできる国際協力 “世界寺子屋運動” ～クイズとぬりえ～」

世界の識字問題や書き損じはがき回収キャンペーンに関するクイズを通して、地球の課題（教育や貧困等）について学ぶ機会を提供した。

②ステージ「世界の多文化マスク・トークショー」

「NIC地球市民教室」の外国人講師3名がトークセッションを行い、感染症予防のためのマスク事情と母国の伝統的な文化・歴史にまつわるマスク（仮面）を紹介した。

開 催 日	2020年12月12日から2021年1月11日
会 場	バーチャル (https://www.world-collabo.jp/)
アクセス数	①360回、②161回

- 6 「世界のいただきます」をつくってみよう！【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】
「ニック・ニュース」や「子ども版ニック・ニュース」に掲載する世界のレシピを用いた料理を作り、様々な国の文化を知るとともに、外国人講師とのふれあい・交流を通して多文化共生について学ぶ親子対象の事業を実施する。

7 第35回外国人芸術作品展（共催事業）

外国人ボランティアグループCJISとの共催により、プロ・アマ問わず、中部地域で活動する14か国、38人の外国人芸術家が作品を発表する展覧会を開催し、芸術を通じた国際交流の場を設けた。

開催日	2020年11月3日～11月8日
参加者数	延べ438名（うち外国人173名）
主催	セントラル・ジャパン・インターナショナル・ソサエティ（CJIS）

8 多文化子どもサポート連絡会

外国につながる子どもたちの教育に携わる教員、日本語指導員、ボランティア等がそれぞれの教育現場で抱える問題を持ち寄り、情報・意見交換する場を提供した。また、子ども支援に関連する分野や現場のゲストを招いて勉強会を行った。

開催日	2020年6月20日、10月30日、12月19日、2021年2月20日、3月20日
参加者数	延べ53名

9 愛知大学との連携・協力事業

愛知大学との連携により、同大学の教養課程において「現場の視点で考える国際協力、国際交流、多文化共生」と題した講座（後期）を実施した。

開催日	2020年9月15日・22日・29日、10月6日・13日・20日・27日、11月10日・17日・24日
登録人数	40名
会場	愛知大学

10 名古屋市立大学との連携・協力事業

(1) 名古屋市立大学 地域特色科目「多文化共生と国際貢献」

国際交流・国際協力・多文化共生等の課題について、その現状や問題の所在、今後の方向性等を座学やワークショップを通して分かりやすく解説することにより、日本や地域の国際化について考える機会を提供した（全15回）。

開催日	2020年4月24日、5月1日・8日・15日・22日・29日、6月5日・12日・19日・26日、7月3日・10日・17日・24日・31日
登録人数	40名
会場	名古屋市立大学 滝子キャンパス

(2) フォーラム「第2回 愛知県で生活する外国人の保健医療へのアクセスを考える」

「愛知県で暮らす外国人の保健医療アクセス」に関する調査結果の報告及び関係者間の情報交換を行った。

開催日	2021年2月27日
主催	名古屋市立大学看護学部国際保健看護学
参加者数	40名

1 1 関係機関・団体等との連携協力事業【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】

関連専門機関やNGO/NPO等の団体と連携協力し、その時々々の社会や地域のニーズに応じた国際理解・協力、多文化共生に関する事業を実施する。

1 2 国際的施設誘致事業

名古屋の国際化を推進するため、国際連合地域開発センター（UNCRD）はじめ国際機関を受け入れた。

1 3 賛助会員制度の運営

国際センターの趣旨に賛同し、事業及び運営への支援をいただける個人・団体を募った。新規入会の記念品として、フェアトレード製品を準備する等、賛助会員の獲得に努めた。

会 費 (1口 年額)	①団体会員50,000円 ②個人正会員5,000円 ③個人学生会員1,500円
会員期間	①入会の翌月から1年間 ②③入会時期により当該年度末または次年度末まで
会 員 数	①59団体 ②56名 ③7名

1 4 新型コロナウイルス関連 外国人緊急相談会

関係機関・団体の協力のもと、特別定額給付金はじめ在留資格、労働、緊急小口資金（貸付金）、住居確保給付金、生活全般に関する相談ブースを設け、生活に困窮した外国人住民からの相談に応じた。

開 催 日	2020年6月28日、7月11日
参 加 者 数	延べ79名
協 力	愛知県行政書士会、名古屋出入国管理局、愛知労働局、名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、外国人ヘルプライン東海、NPO まなびや@KYUBAN 等

Ⅲ 国際留学生会館事業

1 宿泊事業

(1) 入居者の募集及び選考

愛知県内の大学等に在籍する外国人留学生から入居者を募集し、入居者選考委員会による選考を経て、125名（22か国・1地域、17大学）の留学生及び日本人チューターに宿泊施設を提供した。

(2) オリエンテーション等の実施

年2回（春期・秋期の入居時）にオリエンテーションを実施し、入居と退去の際に必要な生活情報を紹介している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、秋期入居時に合わせて1回の開催となった。また、同様に、交通ルール講習会や名古屋市内の観光名所等を巡る一日バスツアーをいずれも中止した。

(3) 歓迎会等の実施

春期・秋期の入居時に合わせ年2回、入居の留学生相互及び地域社会との親睦交流を図る歓迎会を、令和2年度は参加者を会館在住の留学生に限り、秋期入居時に合わせて1回開催した。

2 研修事業

(1) 講座

令和2年度は、会館在住の留学生を対象に、次の講座を開催した。

ア 日本文化理解講座

日本の伝統文化に触れる機会を提供する華道・茶道の講座を、令和2年度は参加者を会館在住の留学生に限り、華道の講座のみ開催した。

開催日	2020年10月16日～11月20日（全6回）
参加者数	6名（定員10名）
共催	国際留学生会館在住の留学生を支援する会

イ 就職支援事業

日本での就職を希望する留学生を対象に、就職支援事業の一環として、就職個別相談会を、オンラインにて実施した。

開催日	①2020年7月25日、②2020年7月26日 ③2020年7月27日、④2020年7月28日
参加者数	①4名 ②4名 ③1名 ④1名（各回定員10名）

(2) 日本文化紹介事業

着物を通して、日本の伝統文化への理解をより深めるため、令和2年度は参加者を会館在住の留学生に限り、ゆかた着付け体験会等を開催した。

開催日	①ゆかた着付け体験会：2020年7月11日 ②十二単体験会：2020年12月5日
参加者数	①11名（定員10名） ②13名（定員20名）
共催	国際留学生会館在住の留学生を支援する会

3 情報提供・相談事業

(1) 各種情報提供・相談

留学生の学業及び生活を支援するために、奨学金やアルバイト、日本語学習等の情報提供と学業・生活上の各種相談を行った。

4 交流事業

(1) 日本人向け講座の実施

愛知県内在住・在勤（在学）の日本人を対象に、次の講座を開催した。

ア 外国語講座

留学生を講師とする外国語・外国文化紹介講座を、後期講座（①中国語初級会話（月曜クラス）、②英語初級会話（水曜クラス））のみ開催し、留学生と県民・市民との交流の場を提供した。その他、国際留学生会館在住の留学生を支援する会主催の外国語講座（ドイツ語会話入門及びポルトガル語会話入門 2021年2月3日～2月26日）を共催した。

開催日	①2020年10月12日～11月16日（全6回） ②2020年10月14日～11月18日（全6回）
参加者数	①12名（定員18名） ②22名（定員18名）
共催	国際留学生会館在住の留学生を支援する会

（２）登録ボランティア制度の活用

ア 交流サポートボランティア（12名登録）

留学生の日常生活を支援し、文化交流会等の様々な行事を企画・開催している。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止した。

イ 日本語サポートボランティア（17名登録）

「入門」、「初級」、「中級」、「検定対策」の日本語学習会を、留学生を対象に毎週土曜日に開催している。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止した。

（３）地域住民等との交流

愛知県内の団体や地域住民からの要望により、筏師一本乗り、町内会子供神輿、お茶会、餅つき等の日本文化に触れる機会を通して、会館在住の留学生と市民との相互理解を深める交流を行っている。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催は限られたものとなった。延べ187名（うち留学生126名）が参加した。

開催日	①国際ソロプチミスト名古屋-栄との交流会：2020年8月8日 ②港区政運営方針策定のための意見聴取会：2020年10月24日 ③秋の日帰りバスツアー（日本平、大井川鉄道）：2020年10月31日 ④名古屋港見学会：2020年11月5日 など
参加者数	①14名（5名） ②5名（4名） ③41名（19名） ④16名（8名）

（４）地域・社会貢献

ア 港区「多文化共生」グループヒアリングへの参加

港区役所からの依頼に基づき、在館留学生が港区における多文化共生推進のためのグループヒアリングに参加し、「区役所窓口の受付のあり方」「地域における住民とのコミュニケーション」などについてワークショップ形式にて意見陳述を行った。

開催日	2020年10月24日
参加者数	4名（中国・ベトナム・ネパール・ブラジル出身）

イ 港区「外国人向け子育てリーフレット」翻訳のプルーフリーディング

港区役所からの依頼に基づき、在館留学生が1月から2月にかけて「なごや港区子育てチャート①②」「保育所・幼稚園の入り方」「先輩お母さんとお父さんの声」の翻訳のプルーフリーディングを行った。

参加者数	3名（英語・韓国語・ネパール語）
------	------------------

ウ 港区清掃活動への参加

港区役所からの依頼に基づき、在館留学生及び会館スタッフが「みなとアクルス周辺地区清掃活動」に参加した。

開催日	2021年3月12日
参加者数	8名（うち留学生5名）

5 会館元入居者のネットワーク化促進事業

会館の元入居留学生が留学中に培った交流の絆を維持し、将来的に経済・文化の両面において、本国と日本や愛知・名古屋との友好関係、愛知・名古屋の国際化等へのより積極的な寄与に繋げられる仕組みづくりに努めるため、次の事業を実施した。

(1) メールマガジンの送信及び現状調査

送信を希望する現入居者及び元入居者に対して、年間4回、メールマガジン（日・英）を送信するとともに、近況報告を依頼した。

送信件数	931 件
送信国数	60 か国 1 地域

(2) フェイスブック公式ページの運用

会館の現入居者や元入居者の近況報告や情報交換のため、会館のフェイスブックの運用を行った。登録者数は299名。

(3) ゲストルームの運用

会館入居留学生の家族や元入居者が来名した際の宿泊スペースとして、ゲストルームの運用を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ゲストの受入を休止した。

6 国際留学生会館の維持管理等

国際留学生会館の施設の維持管理を行った。

2) 役員会等に関する事項

1 評議員会の開催

- | | |
|-------------------|---|
| 第1回評議員会 | 開催日：2020年6月26日
議案：令和元年度決算 |
| 第2回評議員会
(書面表決) | 表決日：2020年7月6日
議案：理事の選任 |
| 第3回評議員会
(書面表決) | 表決日：2020年9月1日
議案：理事の選任 |
| 第4回評議員会 | 開催日：2021年3月17日
議案：公益財団法人名古屋国際センター名古屋市退職者役員の
業績評価及び令和3年度年間報酬額の決定 |

2 理事会の開催

- | | |
|------------------|---|
| 第1回理事会
(書面表決) | 開催日：2020年4月1日
議案：副理事長の選定 |
| 第2回理事会 | 表決日：2020年6月9日
議案：令和元年度事業報告及び決算
令和2年度第1回評議員会の開催 |
| 第3回理事会 | 開催日：2021年2月17日
議案：令和3年度事業計画書等
第3次経営戦略計画 成果指標の見直し
令和2年度第4回評議員会の開催 |

施設の利用実績①

令和2年度

利用区分ベース

ホール		19.2 %
利用区分		177 区分
利用可能区分		924 区分
国際交流活動		39.0 %
その他		61.0 %
会議室（6室）		29.9 %
利用区分	延べ	1,657 区分
利用可能区分	延べ	5,544 区分
国際交流活動		17.9 %
その他		82.1 %
和室		7.5 %
利用区分		69 区分
利用可能区分		924 区分
国際交流活動		39.1 %
その他		60.9 %
展示室（3室）		28.3 %
利用区分	延べ	785 区分
利用可能区分	延べ	2,772 区分
国際交流活動		18.2 %
その他		81.8 %
研修室（3室）		29.5 %
利用区分	延べ	819 区分
利用可能区分	延べ	2,772 区分
国際交流活動		16.5 %
その他		83.5 %
施設 計		27.1 %
利用区分	延べ	3,507 区分
利用可能区分	延べ	12,936 区分
国際交流活動		19.1 %
その他		80.9 %

利用日数ベース

ホール		27.9 %
利用日数		86 日
利用可能日数		308 日
会議室（6室）		50.9 %
利用日数	延べ	941 日
利用可能日数	延べ	1,848 日
和室		14.9 %
利用日数		46 日
利用可能日数		308 日
展示室（3室）		32.0 %
利用日数	延べ	296 日
利用可能日数	延べ	924 日
研修室（3室）		49.6 %
利用日数	延べ	458 日
利用可能日数	延べ	924 日
施設 計		42.4 %
利用日数		1,827 日
利用可能日数		4,312 日

施設の利用実績②

令和2年度

施設の利用実績（時間区分別）

区分	午 前			午 後			夜 間			計		
施設名	利用可能	利用実績	利用率	利用可能	利用実績	利用率	利用可能	利用実績	利用率	利用可能	利用実績	利用率
ホール	308	55	17.9%	308	80	26.0%	308	42	13.6%	924	177	19.2%
会議室	1,848	569	30.8%	1,848	744	40.3%	1,848	344	18.6%	5,544	1,657	29.9%
第1会議室	308	89	28.9%	308	100	32.5%	308	71	23.1%	924	260	28.1%
第2会議室	308	114	37.0%	308	131	42.5%	308	55	17.9%	924	300	32.5%
第3会議室	308	80	26.0%	308	142	46.1%	308	74	24.0%	924	296	32.0%
第4会議室	308	83	26.9%	308	117	38.0%	308	38	12.3%	924	238	25.8%
第5会議室	308	108	35.1%	308	135	43.8%	308	44	14.3%	924	287	31.1%
第6会議室	308	95	30.8%	308	119	38.6%	308	62	20.1%	924	276	29.9%
和 室	308	33	10.7%	308	30	9.7%	308	6	1.9%	924	69	7.5%
展示室	924	266	28.8%	924	279	30.2%	924	240	26.0%	2,772	785	28.3%
第1展示室	308	98	31.8%	308	106	34.4%	308	99	32.1%	924	303	32.8%
第2展示室	308	77	25.0%	308	82	26.6%	308	74	24.0%	924	233	25.2%
第3展示室	308	91	29.5%	308	91	29.5%	308	67	21.8%	924	249	26.9%
研修室	924	275	29.8%	924	355	38.4%	924	189	20.5%	2,772	819	29.5%
第1研修室	308	77	25.0%	308	111	36.0%	308	49	15.9%	924	237	25.6%
第2研修室	308	90	29.2%	308	107	34.7%	308	54	17.5%	924	251	27.2%
第3研修室	308	108	35.1%	308	137	44.5%	308	86	27.9%	924	331	35.8%
計	4,312	1,198	27.8%	4,312	1,488	34.5%	4,312	821	19.0%	12,936	3,507	27.1%

施設の利用実績③

利用料金徴収及び減免実績表

利用料金徴収及び徴収実績表			
月別 収 納 内 訳	4		5, 412, 200 (117)
			0 (0)
			0 (0)
	5		4, 521, 850 (74)
			0 (0)
			0 (0)
	6		3, 805, 900 (161)
			440, 200 (2)
			0 (0)
	7		5, 033, 700 (193)
			362, 800 (1)
			0 (0)
	8		4, 979, 600 (116)
			0 (0)
			0 (0)
	9		3, 879, 700 (124)
			0 (0)
			0 (0)
	10		4, 240, 400 (165)
			152, 400 (2)
			0 (0)
	11		2, 497, 881 (125)
			972, 600 (1)
			0 (0)
12		3, 181, 300 (128)	
		0 (0)	
		0 (0)	
1		1, 897, 150 (91)	
		0 (0)	
		0 (0)	
2		2, 081, 900 (86)	
		90, 300 (2)	
		0 (0)	
3		2, 667, 700 (95)	
		14, 100 (1)	
		84, 150 (1)	
収納額計		44, 199, 281 (1, 475)	
		2, 032, 400 (9)	
		84, 150 (1)	
還付額計		44, 777, 300	
前年度に徴収済みの 利用料金額		38, 838, 100	
決算額計		38, 260, 081	
開館日数		308	

(注) 「収納額計」の欄について
上段：利用料金徴収実績額。（ ）は件数。
中段：主催・共催事業等、全額免除額。（ ）は件数。
ただし、指定管理業務にかかる減免は除く。
下段：後援事業等、半額免除額。（ ）は件数。

管理運営収支予算書・決算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額
指定管理料	273,372,000	334,452,792
利用料金収入	103,030,000	38,260,081
事業収入	8,396,000	3,650,566
インターネット使用料収入	60,000	30,950
ライブラリー使用料収入(コピー代、カード再発行手数料)	128,000	25,020
リサイクルバザー収益	90,000	9,600
「ニック・ニュース」広告料収入	0	0
「ナゴヤ・カレンダー」広告料収入	1,920,000	915,150
「ナゴヤ・カレンダー」購読料収入	5,000	246
ホームページバナー広告料収入	840,000	713,400
パンフレットボックス使用料収入	2,400,000	1,356,000
ボランティア制度の運営収入	20,000	0
「NIC日本語の会」受講料収入	2,000,000	114,500
日本語学習機会の拡大事業 受講料収入	300,000	295,000
高校生向け学習・キャリア支援教室受講料収入	160,000	20,800
子ども日本語教室受講料収入	230,000	40,400
日本語ボランティアシンポジウム受講料収入	70,000	0
外国人児童・生徒サポーター養成研修受講料収入	123,000	129,500
多文化共生まちづくり事業協賛金収入	50,000	0
計(A)	384,798,000	376,363,439

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額
事務局費	273,578,000	272,692,413
人件費	150,898,000	155,824,182
施設管理費(内訳別添のとおり)	88,023,000	81,447,233
一般管理事務費	20,565,000	20,415,998
消費税等	14,092,000	15,005,000
事業費	111,220,000	103,707,926
情報提供及び相談事業	91,498,000	85,863,329
地域における情報の多言語化	73,614,000	69,164,450
(多言語による情報の提供事業)	36,695,000	33,983,965
非常勤職員人件費	17,076,000	9,966,331
情報サービスコーナーの運営	18,781,000	19,282,121
多言語による情報提供	653,000	4,604,857
インターネットコーナーの運営	182,000	130,656
留学ガイダンス	3,000	0
(外国人のための各種相談事業)	22,263,000	20,704,986
非常勤職員人件費	10,474,000	9,854,189
海外児童生徒教育相談	13,000	63,719
外国人行政相談	4,706,000	5,023,489
外国人法律相談	4,017,000	4,005,620
外国人税務相談	63,000	13,902
外国人こころの相談	2,735,000	1,744,067
外国人生活相談出張サービス	255,000	0
(国際交流等に関する広報事業)	14,656,000	14,475,499
ホームページによる情報発信	1,018,000	978,450
「ニック・ニュース」の発行	3,798,000	2,281,691
子ども版「ニック・ニュース」の発行	1,447,000	1,237,200
「ナゴヤ・カレンダー」の発行	7,194,000	5,861,008
「名古屋生活ガイド」の発行	1,199,000	4,117,150

その他情報提供および相談事業	17,884,000	16,698,879
ライブラリーの運営	17,884,000	16,698,879
各種講座及び研修事業	4,668,000	2,448,301
地域社会に対する意識啓発	4,085,000	2,082,447
非常勤職員人件費	2,894,000	1,584,600
地域の国際化セミナー	371,000	153,140
NIC地球市民教室の運営	820,000	344,707
その他の講座及び研修事業	583,000	365,854
やさしい日本語啓発事業	215,000	102,178
名古屋市の姉妹友好都市との周年記念事業	368,000	263,676
地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動促進事業	5,443,000	4,301,719
多様性を活かした都市の活性化	844,000	838,578
グローバル人材育成事業	844,000	838,578
その他団体の活動促進	300,000	0
国際交流協力協働事業	300,000	0
その他個人の活動促進	4,299,000	3,463,141
非常勤職員人件費	2,894,000	2,648,076
ボランティア制度の管理運営	1,352,000	791,065
ボランティア研修	53,000	24,000
その他事業	9,611,000	11,094,577
日本語及び日本社会に関する学習支援	7,626,000	9,968,486
非常勤職員人件費		1,296,900
「NIC日本語の会」の運営	1,075,000	246,677
日本語学習機会の拡大事業	5,300,000	4,672,237
地域日本語教育コーディネート事業		3,545,639
高校生向け学習・キャリア支援教室	524,000	68,127
子ども日本語教室	594,000	107,324
日本語ボランティアシンポジウム	133,000	31,582
教育	872,000	803,299
外国人児童・生徒サポーター養成研修	399,000	300,857
外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	473,000	502,442
保健・医療・福祉	405,000	9,358
外国人健康相談会	31,000	0
外国人の「心」と「からだ」総合相談会	290,000	0
ピアサポートサロン	84,000	9,358
外国人市民の地域への参画促進	308,000	224,648
多文化共生まちづくり事業	308,000	224,648
安心・安全の地域づくり	400,000	88,786
外国人防災啓発事業	186,000	45,774
NIC防災サポーター制度の運営	73,000	0
災害語学ボランティア制度の管理運営	141,000	43,012
その他	0	0
計(B)	384,798,000	376,400,339
収支差額(C)=(A)-(B)	0	-36,900

※各事業費に含まれる非常勤職員の人件費については、項目として記載すること。

(再掲)

区分		予算額	決算額
共益費		78,390,000	78,389,784
電気料	水道・ガス代含む。	6,574,000	4,075,641
清掃費		10,033,000	10,032,000

保守業務仕様書一覧

- ①清掃業務仕様書
- ②ホール設備保守管理業務仕様書
- ③映像情報システム仕様書
- ④ホール視聴覚機器保守仕様書
- ⑤電話設備保守仕様書
- ⑥舞台調光設備定期点検仕様書

本棟 清掃業務仕様書

No.1

				日 常 清 掃													定 期 清 掃									
階	場 所	床 材	面 積 (㎡)	床 の 掃 き 又 は ダ ス ト モ ッ プ 作 業	床 の 水 拭 き	バ キュー ム 作 業	吸 殻 処 理 灰 皿 洗 浄	扉 ガ ラ ス 拭 き	テ ー ブ ル 等 の 除 塵	手 摺 り 拭 き 掃 除	鏡 化 粧 台 の 清 掃	衛 生 陶 器 の 洗 浄	ご み の 回 収	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー 手 洗 石 鹸 水 補 充	汚 物 処 理	粗 ゴ ミ 拾 い	シ ミ 取 り 補 修	床 面 洗 浄 又 は そ れ に 準 ず る 作 業	床 面 ワ ッ ク ス 塗 布 仕 上 げ	塗 装 パ ネ ル 等 の 清 掃 ス テ ン レ ス 及 び	腰 壁 巾 木 等 の 汚 れ 落	高 所 の チ リ 払い	窓 ガ ラ ス 清 掃	カーベツト		
																								部 分 ケ ア	全 面 ケ ア	
2	ボランティア ルーム	タイルカーベツト	61.0			1 ／ 週		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
3	読書室	タイルカーベツト	505.9			1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	資料室	タイルカーベツト				1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	ビデオ ライブラリー	タイルカーベツト				1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	事務所	タイルカーベツト				1 ／ 週							1 ／ 日							1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	オリエンテー ションルーム	タイルカーベツト			1 ／ 週		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年		
	第1研修室	タイルカーベツト	106.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	情報サービ スコーナー	タイルカーベツト	293.9			1 ／ 週		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	事務所					1 ／ 週							1 ／ 日							1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第2研修室	タイルカーベツト	106.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
4	第1展示室	タイルカーベツト	112.0			1 ／ 日		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第2展示室	タイルカーベツト	234.0			1 ／ 日		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第3展示室	タイルカーベツト	112.0			1 ／ 日		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	倉庫(1)(2)	ビニルタイル	47.9																							
	事 務 室	タイルカーベツト	428.9			1 ／ 週							1 ／ 日							1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
		第3研修室	タイルカーベツト	77.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年

本棟 清掃業務仕様書

No.2

				日 常 清 掃													定 期 清 掃									
階	場 所	床 材	面 積 (㎡)	床 の 掃 き 又 は ダ ス ト モ ッ プ 作 業	床 の 水 拭 き	バ キュー ム 作 業	吸 殻 処 理 灰 皿 洗 浄	扉 ガ ラ ス 拭 き	テ ー ブ ル 等 の 除 塵	手 摺 り 拭 き 掃 除	鏡 化 粧 台 の 清 掃	衛 生 陶 器 の 洗 浄	ご み の 回 収	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー 手 洗 石 鹸 水 補 充	汚 物 処 理	粗 ゴ ミ 拾 い	シ ミ 取 り 補 修	床 面 洗 浄 又 は そ れ に 準 ず る 作 業	床 面 ワ ッ ク ス 塗 布 仕 上 げ	塗 装 パ ネ ル 等 の 清 掃 ス テ ン レ ス 及 び	腰 壁 巾 木 等 の 汚 れ 落	高 所 の チ リ 払 い	窓 ガ ラ ス 清 掃	カーペット		
																								部 分 ケ ア	全 面 ケ ア	
5	和室	畳・石材	78.0		1 ／ 週	1 ／ 日		1 ／ 週					1 ／ 日			1 ／ 日	随時	1 ／ 年				1 ／ 年				
	控室	タイルカーペット	49.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	ラウンジ	タイルカーペット	172.9			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第一会議室	タイルカーペット	182.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	調整室	タイルカーペット	24.0																							
	倉庫	ビニルタイル	24.0																							
	第二会議室	タイルカーペット	69.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第三会議室	タイルカーペット	54.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第四会議室	タイルカーペット	57.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第五会議室	タイルカーペット	54.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	第六会議室	タイルカーペット	69.0			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時			1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	
	パントリー	ビニルタイル	24.0	1 ／ 週	1 ／ 週																					
	ラウンジ	タイルカーペット	154.9			1 ／ 日		1 ／ 週	使用後				1 ／ 日			1 ／ 日	随時				1 ／ 年	1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	

別棟ホール 清掃業務仕様書

No.3

				日 常 清 掃													定 期 清 掃									
階	場 所	床 材	面 積 (㎡)	床の掃き又は ダストモップ作業	床の水拭き	バキューム作業	吸殻処理灰皿洗浄	扉ガラス拭き	テーブル等の除塵	手摺り拭き掃除	鏡化粧台の清掃	衛生陶器の洗浄	ごみの回収	トイレ 手洗石鹸水補充 トイレットペーパー	汚 物 処 理	粗ゴミ拾い	シミ取り補修	床面洗浄又は それに準ずる作業	床面ワックス 塗布仕上げ	塗装パネル等の清掃 ステンレス及び	腰壁巾木等の汚れ落	高所のチリ払い	窓ガラス清掃	カーペット		
																								部 分 ケ ア	全 面 ケ ア	
1	会 議 室	タイルカーペット	62.5			1 ／ 週		1 ／ 週	使用後				3 ／ 週				随時	随時			1 ／ 年		1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年
	倉庫 (1)(2)(3)	ビニルタイル	67.2																							
	ト イ レ 男 ・ 女	磁器タイル	28.6	3 ／ 週	3 ／ 週			1 ／ 週			3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	随時		1 ／ 月			1 ／ 月	1 ／ 年				
	ト イ レ 身障者用	磁器タイル	4.0	3 ／ 週	3 ／ 週			1 ／ 週			3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週	随時		1 ／ 月			1 ／ 月	1 ／ 年				
	湯 沸 室	ビニルタイル	3.0	3 ／ 週	3 ／ 週			1 ／ 週	1 ／ 週			3 ／ 週	3 ／ 週			随時		1 ／ 月	1 ／ 月	1 ／ 年	1 ／ 月	1 ／ 年				
	事 務 室	タイルカーペット	12.2			1 ／ 週		1 ／ 週					3 ／ 週			随時	随時			1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	1 ／ 年	
	クローク	タイルカーペット	7.4			1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				3 ／ 週			随時	随時			1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	1 ／ 年	
	調 整 室	ニートルパンチ	14.0																							
	ホ ー ル	タイルカーペット	246.0			1 ／ 週		3 ／ 週	3 ／ 週								随時	随時			1 ／ 月		1 ／ 年	4 ／ 年	1 ／ 年	
	エントランス ホール	タイルカーペット	194.0			1 ／ 週		3 ／ 週	3 ／ 週				3 ／ 週				随時	随時			1 ／ 月		1 ／ 年	4 ／ 年	1 ／ 年	
	ラウンジ	タイルカーペット	34.1			1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				3 ／ 週				随時	随時			1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年	
	廊 下	タイルカーペット	32.2			1 ／ 週		1 ／ 週	1 ／ 週				3 ／ 週				随時	随時			1 ／ 年		1 ／ 年	1 ／ 年	1 ／ 年	
	風除室 正面 ・ 南	御影石・マット	39.4	3 ／ 週	3 ／ 週	3 ／ 週		3 ／ 週									随時		1 ／ 月		1 ／ 月	1 ／ 年				
	アプローチ	御影石	75.1	3 ／ 週	3 ／ 週						3 ／ 週						随時		1 ／ 月		1 ／ 年	1 ／ 年				
	スロープ	御影石	34.1	3 ／ 週	3 ／ 週						3 ／ 週						随時		1 ／ 月		1 ／ 年	1 ／ 年				

別棟ホール 清掃業務仕様書

No.4

				日 常 清 掃												定 期 清 掃										
階	場 所	床 材	面 積 (㎡)	床の掃き又は ダストモップ作業	床の水拭き	バキューム作業	吸殻処理灰皿洗浄	扉ガラス拭き	テーブル等の除塵	手摺り拭き掃除	鏡化粧台の清掃	衛生陶器の洗浄	ごみの回収	トイレ トベーパー 手洗石鹸水補充	汚 物 処 理	粗ゴミ拾い	シミ取り補修	床面洗浄又は それに準ずる作業	床面ワックス 塗布仕上げ	塗装パネル等の清掃 ステンレス及び	腰壁巾木等の汚れ落	高所のチリ払い	窓ガラス清掃	カーペット		
																								部 分 ケ ア	全 面 ケ ア	
1	玄 関 庇	ステンレス	2ヶ所																		1 ／ 月		1 ／ 年			
2	設備機械室 (1)	カラークリート	40.9																							
	設備機械室 (2)	カラークリート	34.7																							
	設備屋外機置 場	モルタル	116.9																							
	通 訳 室	ニードルパンチ	15.0																		1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	
	映 写 室	ニードルパンチ	15.0																		1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	
	通 路	ニードルパンチ	9.6																		1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	
	屋内階段	ニードルパンチ	17.0																		1 ／ 年	1 ／ 年			1 ／ 年	

別棟ホール他 清掃業務仕様書及び業務費明細書

No.5

				日 常 清 掃														定 期 清 掃									
階	場 所	床 材	面 積 (㎡)	床の掃き又は ダストモップ作業	床の水拭き	バキューム作業	吸殻処理灰皿洗浄	扉ガラス拭き	テーブル等の除塵	手摺り拭き掃除	鏡化粧台の清掃	衛生陶器の洗浄	ごみの回収	トイレトベーパー 手洗石鹸水補充	汚 物 処 理	粗ゴミ拾い	シミ取り補修	床面洗浄又は それに準ずる作業	床面ワックス 塗布仕上げ	塗装パネル等の清掃 ステンレス及び	腰壁巾木等の汚れ落	高所のチリ払い	窓ガラス清掃	カーペット			
																								部 分 分 け ア	全 面 面 け ア		
1	窓 硝 子		99.06																				4 ／ 年				
2	窓 硝 子		9.68																				4 ／ 年				

会議室・研修室間仕切変更業務	一式
----------------	----

ホール設備保守管理業務仕様書

本設備管理業務の遂行にあたっては、「電気事業法」「労働安全衛生法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等を遵守し、電気工作物の保守、監視室における各設備の監視及び運転、緊急時の応急処置、空調設備等の保守管理を行い、常に正常な機能を発揮できるよう定期点検巡視を実施し、また各種機器類の記録を作成し、設備の維持保守を実施するものとする。

※業務の内容

① 日常点検及び月間点検

(1) 電気設備管理業務

中央監視室の機器の開閉操作、並びに別棟内配線設備全般の保守管理を主たる業務とし、常に電気設備を円滑に使用し得るように、最善の努力をはらうものとする。

(ただし、電気設備の大修理、電話、防災設備、放送設備、厨房機器等の修理等特殊なものは除く。) また、常に安全運転の確保に努め、特に専門業者に委託修理をすると認めたときは、技術員は速やかに意見を付して報告するとともに、その指示によって工事の立会監督を行うものとする。

(2) 機械設備管理業務

冷暖房、給排水、衛生等諸設備の運転調整を、主たる業務とし、常に安全運転の確保に努めるとともに、設備の修理を要すると認めたときは、技術員は速やかに意見を付して報告し、その指示により工事の立会監督を行うものとする。

(3) 机上作業（電気機械共通）

- (1) 電気機械室等設備の運転保守
- (2) 作業日誌、障害事故等処理報告書作成
- (3) 各種機器設備の改修等の具申
- (4) 工具器具備品等の管理保守
- (5) 各種統計資料整理保管
- (6) 機器台帳並びに部面の整理保管

(4) 電気関係保守作業

- (1) 電気設備及び各配線設備の指示値の記録
- (2) 配電設備の点検巡視
- (3) その他自家用電気工作物全般についての点検巡視
- (4) 照度の測定
- (5) 計器工具予備品の点検整備
- (6) 電気及び機械室内の清掃

(5) 機械関係保守作業

(1) 空調関係

- ア パッケージの運転記録
- イ 回転部の点検（温度騒音振動ベルトのゆるみ、軸受）
- ウ 空調機、送風機、排風機の点検
- エ ホール内の温度、湿度の調整
- オ 空調吹出口の風量調整

(2) 冷暖房関係

- ア 各設置計器の指示監視
- イ 各種警報装置及び表示ランプの点検
- ウ 機械室清掃
- エ 各室のヒートポンプユニットの点検
- オ 冷却塔内外の清掃

(3) 給排水・衛生関係

- ア 給排気設備の点検
- イ 便所、湯沸室等の点検巡視
- ウ 排水、汚水雑排水設備の点検

(4) 防災設備関係

- ア スプリンクラーの目視点検
- イ 誘導灯の点検
- ウ その他防災設備の一般的な外観点検（法定外点検）

年間定期点検

- (1) 空調機設備定期点検（年 2 回）
- (2) ヒートポンプユニットの点検整備（年 2 回）
- (3) パッケージフィルターの交換（年 1 回）
- (4) 自動ドアの定期点検（年 4 回）
- (5) パッケージ精密点検（年 2 回）

別途作業

- (1) ホール天井灯の一斉取換
- (2) 点検以外の諸作業、部品交換等

除外作業

- (1) 電話設備の増設、移設
- (2) 建築工事、増築改築工事
- (3) 電気配線工事及び修理
- (4) 空調設備工事及び修理
- (5) 給排水設備工事及び修理
- (6) 消防設備工事及び修理
- (7) 看板等に関する工事及び修理
- (8) 塗装工事
- (9) 催事、会議場の設営に伴う作業

映像情報システム仕様書

1 保守の内容と運営

(1) 定期点検

ア 年2回定期点検を行う。

イ 定期点検は、機器設置場所における機器の動作、点検、注油、調整整備及び消耗品の交換を行う。なお、定期点検の内容は、2 保守対象一覧表に定める範囲とする。

(2) 緊急修理（定期外修理）

ア 緊急を要する故障が発生したときは、速やかに技術者を派遣し、故障箇所の修理を行う。

イ 定期点検日に接近した時期に緊急修理が必要になった場合は、同時に機器の点検を行い、定期点検にかえることができるものとする。

ウ 設置場所において機器の修理、点検等が困難と認められる場合は、機器の預かり修理を行うことができることとする。

(3) 点検報告書

定期点検完了後は、速やかに点検報告書を提出することとする。定期外修理が完了した場合も同様とする。

2 保守対象一覧表

1. 第一会議室

- ・ 操作卓
- ・ パワーアンプシステム
- ・ ワイヤレスシステム
- ・ 液晶プロジェクター
- ・ スピーカシステム
- ・ マイクロホン

2. ホール音響システム

- ・ 音響調整卓
- ・ 音響システムラック
- ・ パワーアンプシステム
- ・ カセットデッキ
- ・ CD プレーヤ
- ・ ワイヤレスシステム
- ・ DVD・VHS デッキ
- ・ スピーカシステム
- ・ マイクロホン
- ・ DLP プロジェクター

3. カメラ監視システム (ITV)

- ・ カラーモニター
- ・ HDD レコーダー
- ・ カメラ駆動ユニット
- ・ ITV カメラ

ホール視聴覚機器保守仕様書

業務の委託を受けたものは、次に掲げる名古屋国際センター内の視聴覚機器を保守すること。

品名	内訳	数量
視聴覚機器保守業務	ソニー同時通訳装置	1 式

交換技術料は無償とする。ただし、交換部品は有償とする。

電話設備保守仕様書

指定管理者は次の構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの付属設備（以下電話設備と称する）について、関係諸法令並びに日本電信電話株式会社の定める技術水準に準拠して保守を行うものとする。

1 設置場所 名古屋市中村区那古野 1 丁目 47 番 1 号 名古屋国際センター

2 保守対象 保守対象 電話設備

主要機器	A s p i r e 主装置	1 式
	D T R - 8 D 電話機	2 0 台
	3 2 P D 停電兼用電話機	7 台
	一般電話機	2 8 台

この規定により行う保守行為は下記の通りとする。

- 1 月 1 回技術者による定期試験又は点検を行うほか必要な障害修理を行う。
- 2 不時の障害が発生した場合は、速やかに技術者により必要な障害修理を行うこと。但し費用については指定管理者が負担する。
- 3 関係諸法令又は会社の定める規則等による必要な保守に関する届出報告等を行う。

舞台調光設備定期点検仕様書

印	点 検 対 象 設 備	点 検 項 目 及 び 保 守 内 容	修 理 等 の 措 置
	< 調 光 操 作 卓 >	< 外観点検 > - 機器設置条件の確認。 (温度 0～40℃、 相対湿度 45～85%－結露なきこと) - 変形、損傷、腐食及び摩耗の有無を点検する。 - 異音、異臭及び変色の有無を臭覚、聴覚、目視 及び手触により点検する。 - 接続端子部の緩みの有無を点検する。 - プリント基板等の半田付け個所を点検する。 - 冷却能力 (FAN 付) の確認をする。 - 表示灯、モニター等に関する点検をする。 <機能及び特性試験> 操作卓機能試験 - パッチ操作 仕込、ランプチェック、設定等の確認。 - 手動及びメモリ再生操作 各フェーダ、フリーグ リセット切替スイッチ、レベル表示灯等の確認。 シーン再生操作の確認。 クロスフェーダでの再生の確認。 クロスフェード進行内容及びクロス動作表示灯の確認。 - 記憶操作 シーン記憶、効果記憶の確認 マスターボタンの動作確認。 - 客席調光・ON/OFF 操作 各ボタン・フェーダの動作確認。 ON/OFF フリーグ リセット切替スイッチの動作確認。 - フロップ ディスクの操作 ディスクデータ選択ボタンの動作及び表示灯確認。 ディスク書込み/読込み動作の確認。 調光器盤機能及び特性試験 - ユニット出力特性試験。(記録書添付) - 切替等のシーケンス制御試験。 <電氣的性能及び特性試験> - 絶縁抵抗測定を実施する。(記録書添付) - 各種電源電圧を測定する。(記録書添付) - DMX(調光信号)波形を確認する。 (DMX 信号の場合に限る。)	修理又は交換が必要と 判断した場合は、報告し 処置を講じるものとする。 (それに係る費用は部 品代のみとする。)
○	主 卓		
	袖 卓		
	副 卓		
	移 動 卓		
	客 席 卓		
	電子クロスバー卓		
	部屋間仕切選択部		
	レ ク チ ャ ー 卓		
○	壁 リ モ コ ン		
	映 写 室 リ モ コ ン		
	ワイヤレスリモコン		
○	コ ネ ク タ ー 部		
	コ ン セ ン ト 盤		
	仮 設 電 源 盤		
	< 調 光 器 盤 >		
○	主 幹 部		
○	制 御 部		
○	調 光 ユ ニ ッ ト 部		

注) ○印が点検対象設備。

公益財団法人名古屋国際センター非常配備要領

制 定 平成16年7月9日

最終改正 令和3年8月31日

1 趣 旨

名古屋地域に在住する外国人の増加に伴い、これらの外国人に対しても、その安全を図るため、風水害や地震といった災害に関する情報を提供していくことが必要である。名古屋国際センターは、この地域に在住する外国人に対して様々な情報を提供しており、多くの外国人にその存在を認識されているため、災害時及び東海地震に関する注意情報発表時等においてもその機能を発揮することが求められている。

また、震度5強以上の地震発生時には、当センターに災害語学ボランティアが自主参集することとなっているほか、震度5弱以下の地震発生時や台風などによる風水害発生時にも、市役所から当センターに災害語学ボランティアの派遣要請があることとなっている。

そこで、この地域における災害に対する外国人への情報提供や災害語学ボランティアへの派遣要請等に対応するため、職員の配備体制を次のとおり定めるものとする。

なお、この要領にいう職員とは、特に定めのない限り公益財団法人名古屋国際センター就業規則の適用を受ける者をいう。

2 非常配備基準

風水害、地震及び東海地震に関する注意情報発表時等について、名古屋市役所における非常配備体制と連携し、別紙1「非常配備基準」に定めるとおり、配備事由欄に示す状況となった場合、種別欄に示す非常配備及び配備体制欄に示す配備体制をとるものとする。ただし、第2非常配備及び第3非常配備にあっては専門嘱託職員及び事業推進嘱託職員、一般嘱託職員（係長級）を含み、全員参集とあるものについては公益財団法人名古屋国際センター組織規程第5条第3項の規定に基づき理事長が定める「嘱託職員、時給職員及び臨時職員の設置について」第1項（1）に定める嘱託職員を含むものとする。

3 第2・第3非常配備時の順番

第2・第3非常配備時の参集の順番は、別紙2「非常配備参集順番表（第2・第3非常配備時）」のとおりとする。

4 非常配備連絡網

非常配備の体制について、問い合わせがある場合は、次の番号で確認できる。

名古屋市消防局防災指令センター・テレホンサービス 052-320-0119

第2・第3非常配備については、別紙3「非常配備連絡網」に従い参集の連絡を行う。第4非常配備については、テレビ・ラジオ等により情報を収集し、自主的に参集することを原則とするが、電話でも非常配備連絡網に従い参集当初の連絡を行う。ただし、通信途絶により連絡ができない場合はこの限りではない。

5 非常配備参集

参集時が深夜・早朝のため公共交通機関が利用できない場合や風水震火災その他の非常災害により公共交通が途絶した場合等における参集には、タクシーを利用することができるものとする。その際は、必ず領収証をもらい、事後に提出すること。（実費を弁償するため）

6 配備後の任務

(1) 参集状況の連絡

参集後速やかに、課長又は係長級の参集者へ参集状況を連絡する。

例)「〇〇です。□□時△△分、非常配備しています。」

(2) 待機場所及び職務

・第2 非常配備時

原則、総務課で待機し、ホームページ災害情報の更新及び電話等の照会に対応するとともに次の職務を行う。

- ・消防局が発表する災害対策情報などの情報収集
- ・観光文化交流局総務課、国際交流課との連絡調整

・第3 非常配備時

原則、各課で待機し、電話等の照会に対応するとともに主に次の職務を行う。

- | | |
|-------|---|
| 総 務 課 | ・消防局が発表する災害対策情報などの情報収集
・観光文化交流局総務課、国際交流課、国際留学生会館との連絡調整 |
| 交流協力課 | ・災害語学ボランティアへの派遣要請に対する対応
・災害語学ボランティアへの指示 |
| 広報情報課 | ・ホームページ災害情報の更新
・外国人への情報提供
・災害対策情報などの翻訳 |
| 留学生課 | ・留学生への災害対策情報の伝達
・留学生の安否確認 |

(3) 配備時間の単位及び次の配備者への連絡

ア 勤務時間外及び休館日の取扱い

原則として、午前9時から午後9時と午後9時から午前9時とし、引き続き非常配備の体制をとる必要があるときは、次の参集者の参集に要する時間を考慮して連絡をし、次の配備者が配備された時点で交代する。

イ 勤務時間中の取扱い

勤務時間中に非常配備の体制をとる必要があると判明したときは、勤務者のうちで非常配備の任務にあたる者を決定する。勤務終了時間以降に引き続き非常配備の体制をとる必要があるときは、総務課長（又は総務課主幹、総務課庶務係長）が非常配備を命じることができるものとする。この場合の配備時間は勤務時間終了後か

ら午前9時とする。

(4) 非常配備記録表（別紙4）の記入

記録表は、配備者が交代する毎に用紙を新たにするものとする。ホームページ災害情報の更新状況や外部から照会があった場合は、件数、内容等を記録しておく。

(5) 資料等の整理

風水害、地震等の気象情報について、観光文化交流局総務課からFAXが届いた場合は、ファイル「非常配備記録」に綴じる。また問い合わせや他機関等からの連絡等で取得した情報は共有するため、メモにして「非常配備記録」に綴じる。

(6) 非常配備参集表の記入

非常配備をした職員は、非常配備参集表に配備日を記入する。

記録を忘れると、配備していないものとして再度配備連絡がされる恐れがあるので注意する。ただし、勤務時間内の配備は、記入対象としない。

7 帰宅

参集時と同様の場合における帰宅には、タクシーを利用することができるものとする。その際は、必ず領収証をもらい、事後に提出すること。

8 東海地震に関し参集した場合について

東海地震注意情報が発表された場合、貸し施設、情報サービスコーナー又はライブラリーは原則閉館し、利用者には警戒宣言が発令されると公共交通機関がストップする旨説明し、早期帰宅を促す。

附 則（平成21年3月31日事務局長決裁）

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成23年3月31日事務局長決裁）

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則（平成24年3月31日事務局長決裁）

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（平成24年9月30日事務局長決裁）

この要領は、平成24年10月1日より施行する。

附 則（平成25年8月29日事務局長決裁）

この要領は、平成25年8月30日より施行する。

附 則（平成28年3月31日事務局長決裁）

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（令和3年8月31日事務局長決裁）

この要領は、令和3年9月1日より施行する。

非常配備基準(1:風水害、地震発生時)

種 別	配 備 事 由		配備体制 NIC	配備体制 留館
	風水害	地震		
第2非常配備	台風の接近に伴い、「名古屋市」に次の警報が発表されたとき (1)大雨警報(浸水害または土砂災害) (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)高潮警報 (5)暴風雪警報		課長級又は 係長級:1名 係員級:2名	—
	「伊勢・三河湾」に津波警報(津波)が発表されたとき			
	その他理事長が必要と認め第2非常配備を指示したとき			
第3非常配備	市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき	市域において震度5弱(气象台発表)の地震が発生したとき	課長級又は 係長級:1名 係員級:3名	課長級又は 係長級又は 係員級:1名
	「伊勢・三河湾」に津波警報(大津波)が発せられたとき			
	「名古屋市」に次の特別警報が発表されたとき (1)大雨特別警報(浸水害または土砂災害) (2)暴風特別警報 (3)高潮特別警報 (4)波浪特別警報 (5)暴風雪特別警報			
	その他理事長が必要と認め第3非常配備を指示したとき			
第4非常配備	市の全域にわたり、風水害が発生する恐れがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、理事長が第4非常配備を指示したとき	市域において震度5強(气象台発表)以上の地震が発生したとき	全員参集	全員参集
	その他予想できない重大な災害が発生し、理事長が第4非常配備を指示したとき			

非常配備基準(2:東海地震)

種 別	配 備 事 由	配備体制 NIC	配備体制 留館
第3非常配備	東海地震注意情報が発表されたとき	全員参集	全員参集
第4非常配備	東海地震予知情報が発表されたとき	全員参集	全員参集
	警戒宣言が発令されたとき		

非常配備参集順番表(第2・3非常配備時)

令和 年 月 日現在

第2非常配備時

【名古屋国際センター】課長級又は係長級：1名 係員級：2名

【留 学 生 会 館】配備なし

第3非常配備時

【名古屋国際センター】課長級又は係長級：1名 係員級：3名

【留 学 生 会 館】課長級又は係長級又は係員級：1名

※第2、第3に関わらず非常配備に出動した者は、順番が班内の最後尾に移る。

名古屋国際センター

(1)課長級又は係長級

順番	氏 名	所属・役職等	電 話	距離	徒歩	自転車	配備年月日 ()は勤務時間中
1							
2							
3							
4							
5							
6							

(2)係員級

順番	氏 名	所属・役職等	電 話	距離	徒歩	自転車	配備年月日 ()は勤務時間中
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

国際留学生会館

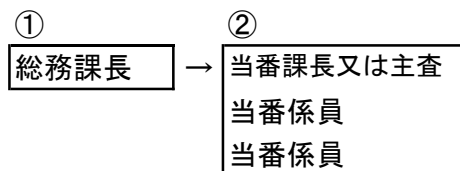
順番	氏 名	所属・役職等	電 話	距離	徒歩	自転車	配備年月日 ()は勤務時間中
1							
2							
3							

その他

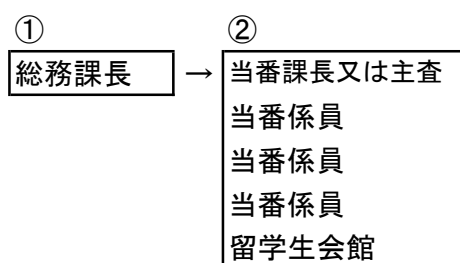
氏 名	所属・役職等	電 話	距離	徒歩	自転車	配備年月日

非常配備連絡網

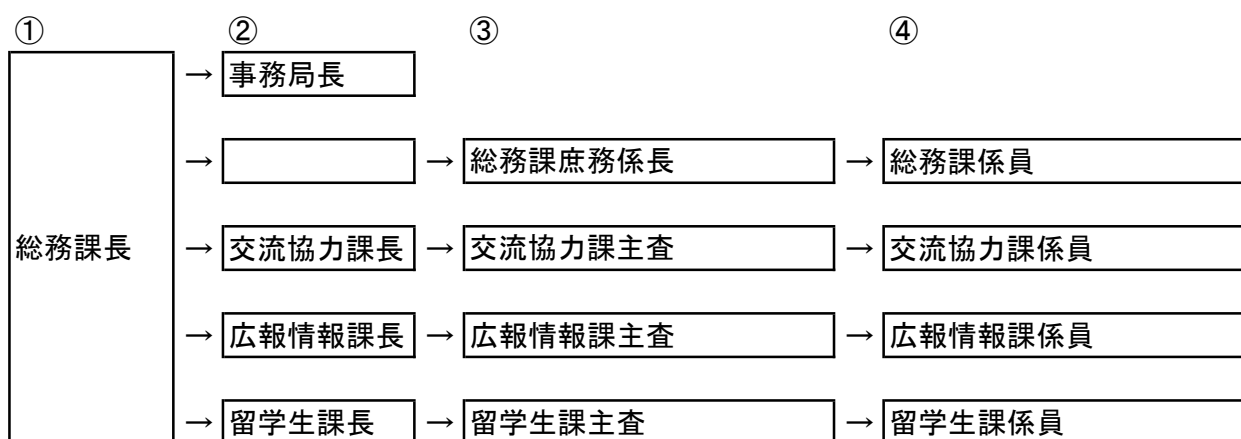
○ 第2非常配備時



○ 第3非常配備時



○ 第4非常配備時



非常配備記録表

[illegible]

(記入例)

<別紙4>

非常配備記録表

[illegible]